

第4期

館山市男女共同参画推進プラン

～誰もがいきいきと活躍できるまちへ～

(原案)



平成30年3月策定
令和5年3月見直し

館山市

【目 次】

ページ

第1部 プランの策定に当たって

- 1 プラン策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 プランの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 館山市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2部 プランの概要

- 1 プランの将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 プランの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 プランの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 重点的に取り組む施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3部 施策の展開

基本目標 人権の尊重と男女共同参画への理解促進

- 課題1 男女共同参画のための意識改革と慣習・慣行の見直し・・・・・・・・ 10
- 課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実・・・・・・・・・・・・ 14
- 課題3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

基本目標 あらゆる分野における男女共同参画の推進

- 課題1 政策・方針決定過程への女性の参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 課題2 まちづくりにおける男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・ 22

基本目標 仕事と家庭の両立ができる環境づくり

- 課題1 働く場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 課題2 ライフステージに応じた仕事と生活の調和・・・・・・・・・・・・・・ 29

基本目標 男女が共に自立して安心して暮らせるまちづくりの推進

- 課題1 誰もが安心して暮らせる環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 課題2 心とからだの健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第4期館山市男女共同参画推進プラン指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第4部 プランの推進体制

- 1 行政における推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 2 様々な主体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 3 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

資料編

- 資料1 プランの策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 資料2 館山市附属機関設置条例(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 資料3 館山市コーラル会議委員(第10・12期)名簿・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 資料4 館山市男女共同参画推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 資料5 館山市男女共同参画市民意識調査実施概要・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 資料6 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 資料7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・・・・・・・・ 56
- 資料8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・ 67

誰もがいきいきと

活躍できるまちを目指して



人口減少、少子高齢化が進み、家族形態の変化や価値観・ニーズの多様化、情報化・グローバル化の進展など、わたしたちを取り巻く環境は大きく、そして急速に変化しています。

また、そのような流れから、若者の都市部への流出、労働力人口の減少、高齢化社会に向けた対応の増加、地域経済の停滞、地域コミュニティの衰退など、様々な課題が生じています。

そうした中、地域の活力を維持しながら、将来にわたり輝きつづけるまちであるためには、1999年(平成11年)に制定された男女共同参画社会基本法の前文にあるように、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現が必要不可欠です。

本市では、2003年(平成15年)に「館山市男女共同参画推進プラン」(計画期間：平成15年度から19年度)を策定して以降、時代に合わせた見直しを行いながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってきました。

これまでの取組により、男女共同参画意識は高まってきているものの、まだまだ道半ばと言えます。

さらに、社会情勢の変化に適應するための「働き方改革」の必要性や、東日本大震災、熊本地震、各地で起こる豪雨被害などの頻発する災害に対し、防災分野への女性参画の重要性も高まっており、早期に取り組まなければならない新たな課題が浮き彫りになってきています。

そこで、本市では、現行の「第3期館山市男女共同参画推進プラン」が、2017年度(平成29年度)で終了することを受け、その理念を受け継ぎつつ、「女性活躍」や「働き方改革」、「防災分野における女性参画」など、新たな課題への対応を盛り込んだ「第4期男女共同参画推進プラン」をこのたび策定しました。

本市では、このプランを基に、「誰もがいきいきと活躍できるまち」を目指して、今後も市民の皆様や事業者の方々とともに、男女共同参画の推進に取り組んでまいりますので、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

むすびに、プランの策定にあたり、活発なご審議をいただきました「館山市コーラル会議」委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様、関係各位、貴重なご意見をお寄せいただきました全ての方々に、心より感謝申し上げます。

平成30年3月

館山市長

金丸謙一

森市長のことば

第1部 プランの策定に当たって

1 プラン策定の背景と目的

1999年(平成11年)6月に、「男女共同参画社会基本法」が制定されたことを受け、館山市では、2003年度(平成15年度)に「館山市男女共同参画推進プラン」を策定し、4回にわたり計画を見直しながら、男女共同参画に関連する施策を実施してきました。

近年、人口減少や少子高齢化、働き方の多様化など、社会情勢は大きく、また急速に変化しており、男女共同参画施策においても、2015年(平成27年)8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という)が制定されるなど、官民間わらず、時代の流れにあわせた意識や制度の変革が求められています。

また、国際的にみても、2015年(平成27年)9月には、国連で「持続可能な開発目標のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指すSDGs(持続可能な開発目標)のゴール5として、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが掲げられました。

2017年度(平成29年度)に実施した「館山市男女共同参画市民意識調査」の結果では、5年前に実施した同様の調査と比べ、全般的に男女共同参画に関する意識が高まっていることが分かりましたが、個別に見ると、家事等の役割分担が女性側に偏っている、女性自身が女性リーダーになれないと考える傾向がある、家事・育児・介護の負担や職場での理解不足が女性が働き続ける上での障壁となっているなど、男女共同参画に関する課題はまだまだ解消されていないのが現状です。

人口減少・少子高齢化が進行し、私たちを取り巻く環境がますます厳しくなる中、皆が笑顔で暮らせるまちにするためには、それぞれの個性や能力を認め合い、それらを十分に発揮できる社会づくりが欠かせません。

このプランは、男女共同参画を推進し、性別や年齢などに関わらず、誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまちにしていくための行動指針として定めるものです。

<SDGs(エスディー・ジーズ)とは>

サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)の略。2015年の国連サミットで採択された、2030年を期限とする国際社会全体の開発目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、広範な課題に統合的に取り組むこととされており、17のゴール(目標)と169のターゲットが設定されています。



国連が作成したSDGsロゴ

2 プランの位置づけ

このプランは、以下のとおり位置づけます。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、館山市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本計画として位置づけます。
- (2) 市の最上位計画である「第4次館山市総合計画」の分野別計画として、本市における男女共同参画推進の理念のもと、他部門の各施策、各事業について総合的に整合を図り、「館山市男女共同参画市民意識調査」の結果や「館山市コーラル会議」における委員からの意見を踏まえて策定したプランです。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆる「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「DV防止・被害者支援基本計画」として位置づけます。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「館山市推進計画」として位置づけます。

3 プランの期間

理念や方向性（プランにおける将来像や基本目標）については2018年度から2027年度までの10年間とし、個別事業や数値目標については、時代の変化に対応した内容にするため、5年後（2022年度末）に見直しを行いました。

なお、主な見直し箇所は次のとおりです。

1ページ : 「SDGs」の追加

13ページ : 新しい考え方の導入「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」

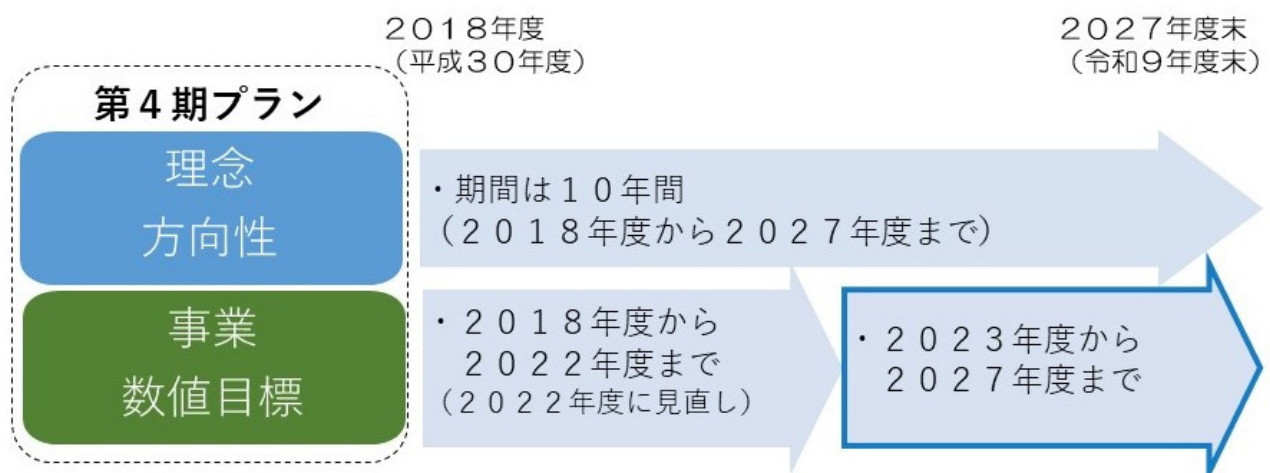
17ページ : 新規事業の追加「LGBT（性的少数者）に関する理解促進」

40ページ : 指標一覧の目標値の一部見直し「審議会等における女性委員の割合」など

その他 : 文言や数字等を最新状況に更新等

引き続き、社会情勢等が大きく変化した場合は、適宜プランを見直すものとします。

【計画期間イメージ図】



4 館山市の状況

(1) 進む人口減少

館山市の人口は、1950年(昭和25年)の59,424人をピークに緩やかに減少を続け、2010年(平成22年)には5万人を割り込み、減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、2030年にはちょうど4万人くらいまで人口が減り、その後4万人を割り込むと予想されています。一方、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの人口は2020年(令和2年)には2.23人まで減少しています。

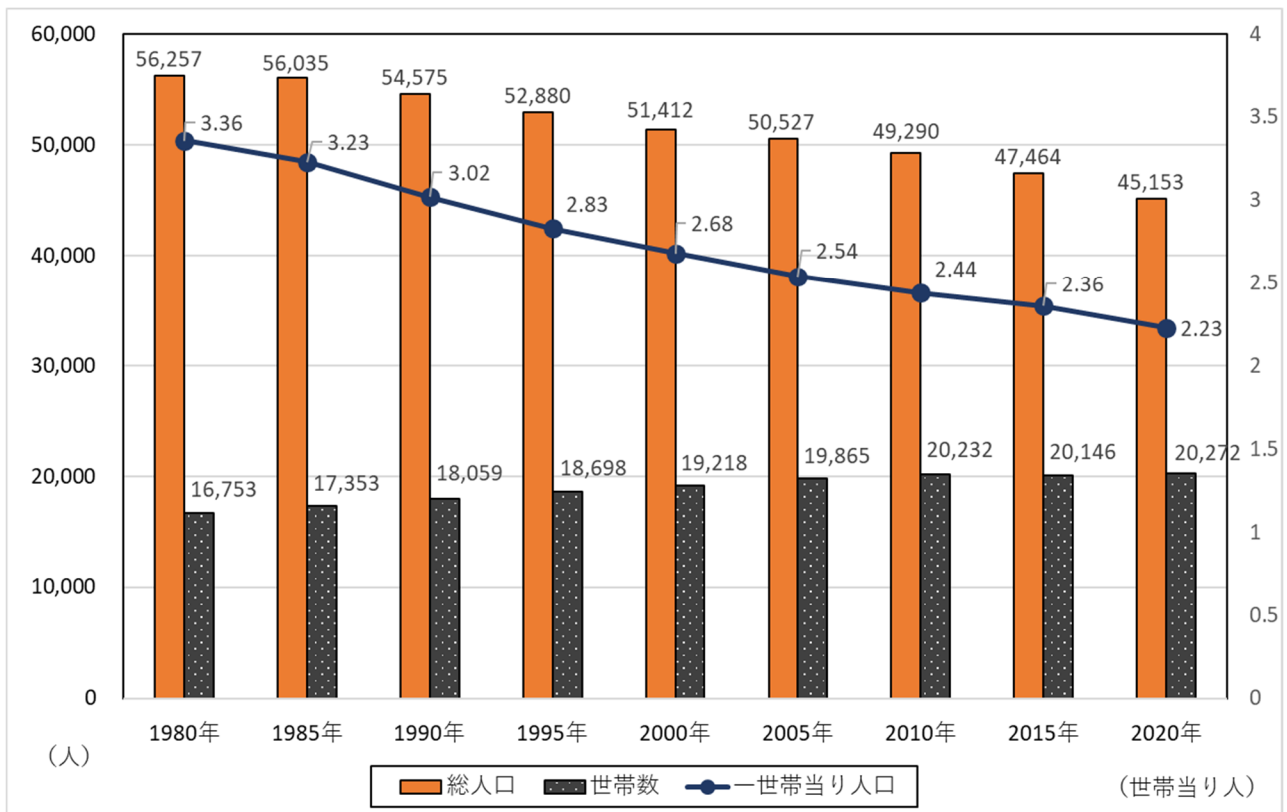
(2) 少子高齢化問題

館山市では、少子高齢化が進んでおり、2020年(令和2年)の調査における高齢化率は40.9%に達し、深刻な問題に直面しているといえます。なお、合計特殊出生率(女性が一生の間に産む子どもの数)について見ると、館山市は国や千葉県よりも高い水準で推移していますが、人口置換水準となる2.06に達しておらず、若年層の人口減少も進んでいるため、少子化に歯止めがかかっていない状況です。

(3) 就業状況について

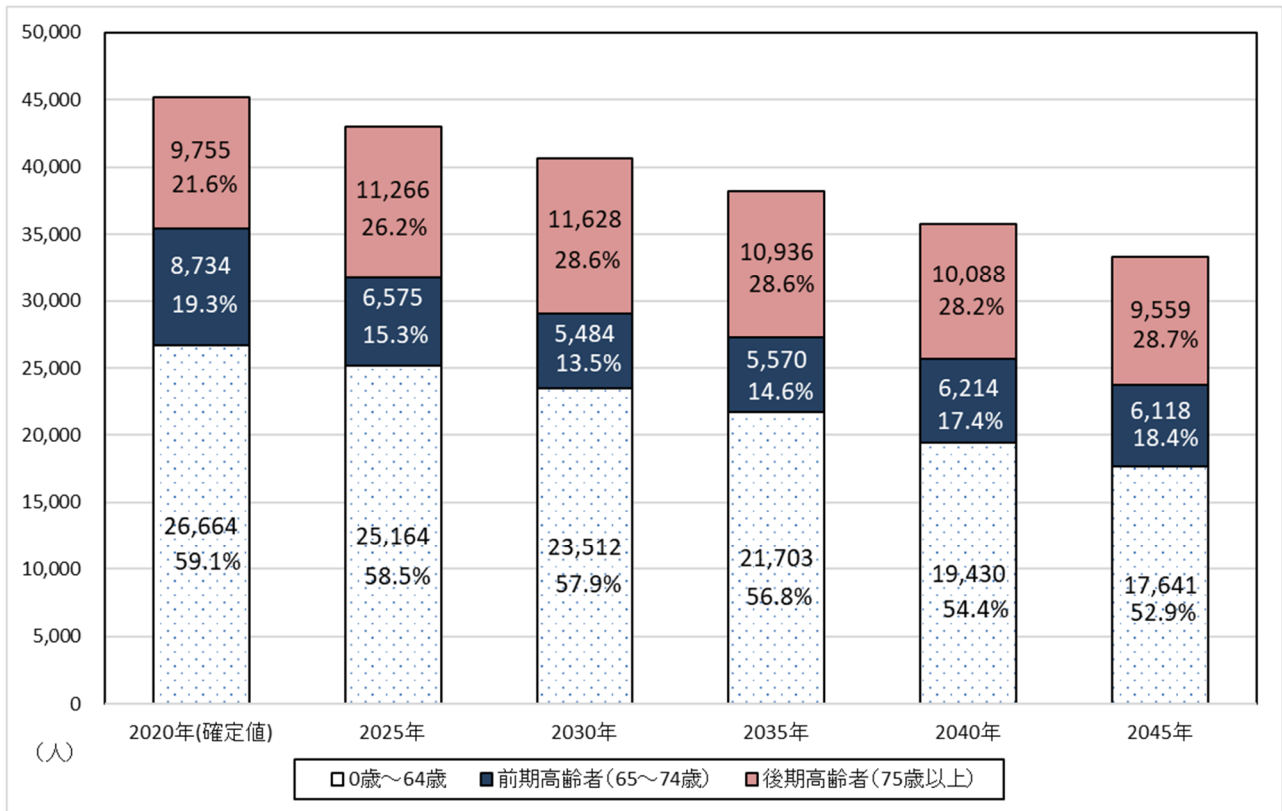
労働基準法や育児・介護休業法の改正をはじめ、就業をめぐる環境整備や「働き方改革」などにおいて、家庭と仕事の両立を可能にする取組が進められています。出産・子育て期にあたる30代において、女性の年齢階級別労働力率が低下する「M字カーブ」については、国・千葉県と比較して館山市は緩やかなものとなっており、出産・子育て期に離職せず就業を続ける人が多くなっています。また、30歳～34歳代以降の年代では、国や千葉県と比べ、一貫して労働力率が高くなっています。

図1：館山市の人口・世帯数の推移



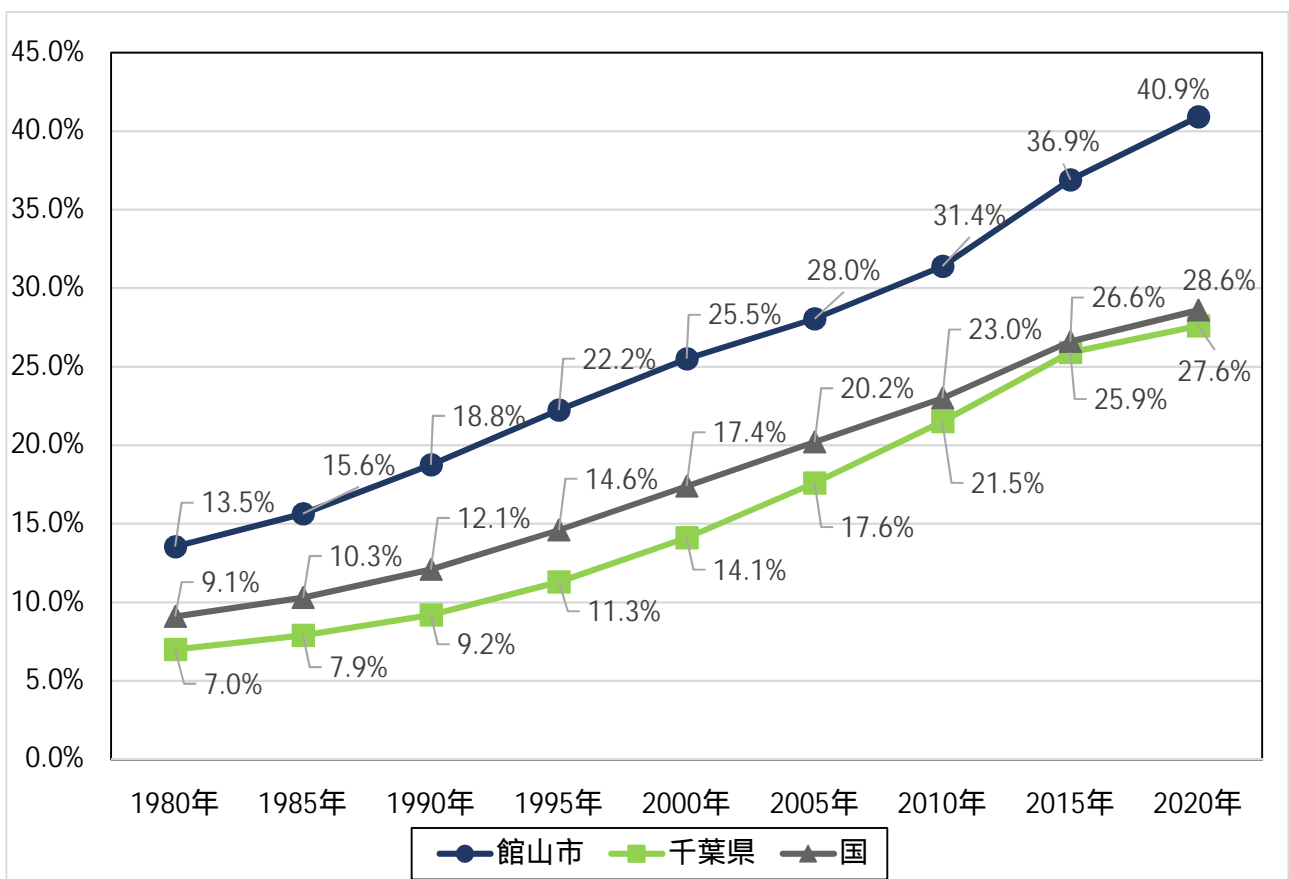
各年の国勢調査結果

図2：館山市の将来人口推計



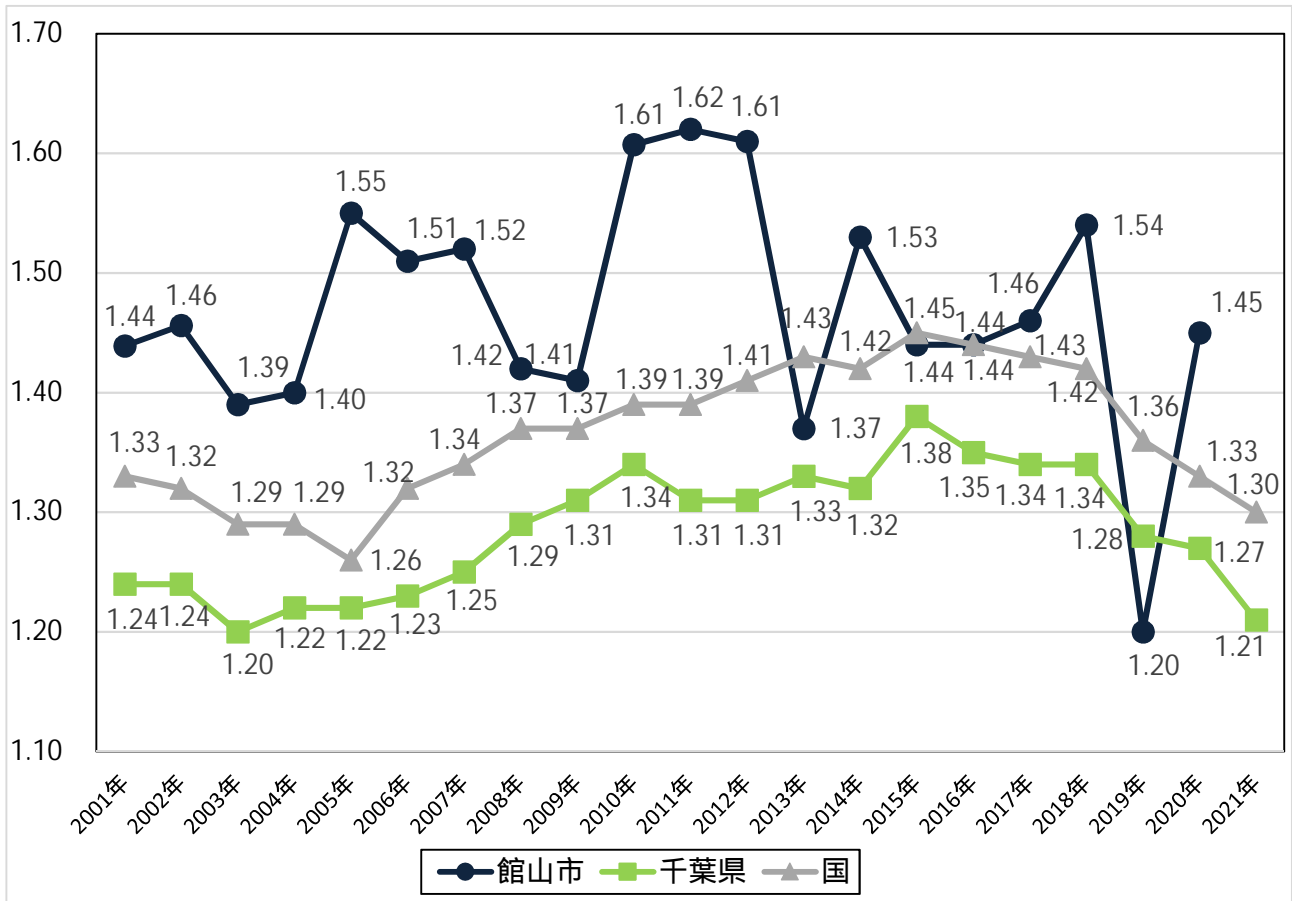
国立社会保障・人口問題研究所調査データ及び2020年(令和2年)国勢調査実施結果

図3：館山市の高齢化率の推移



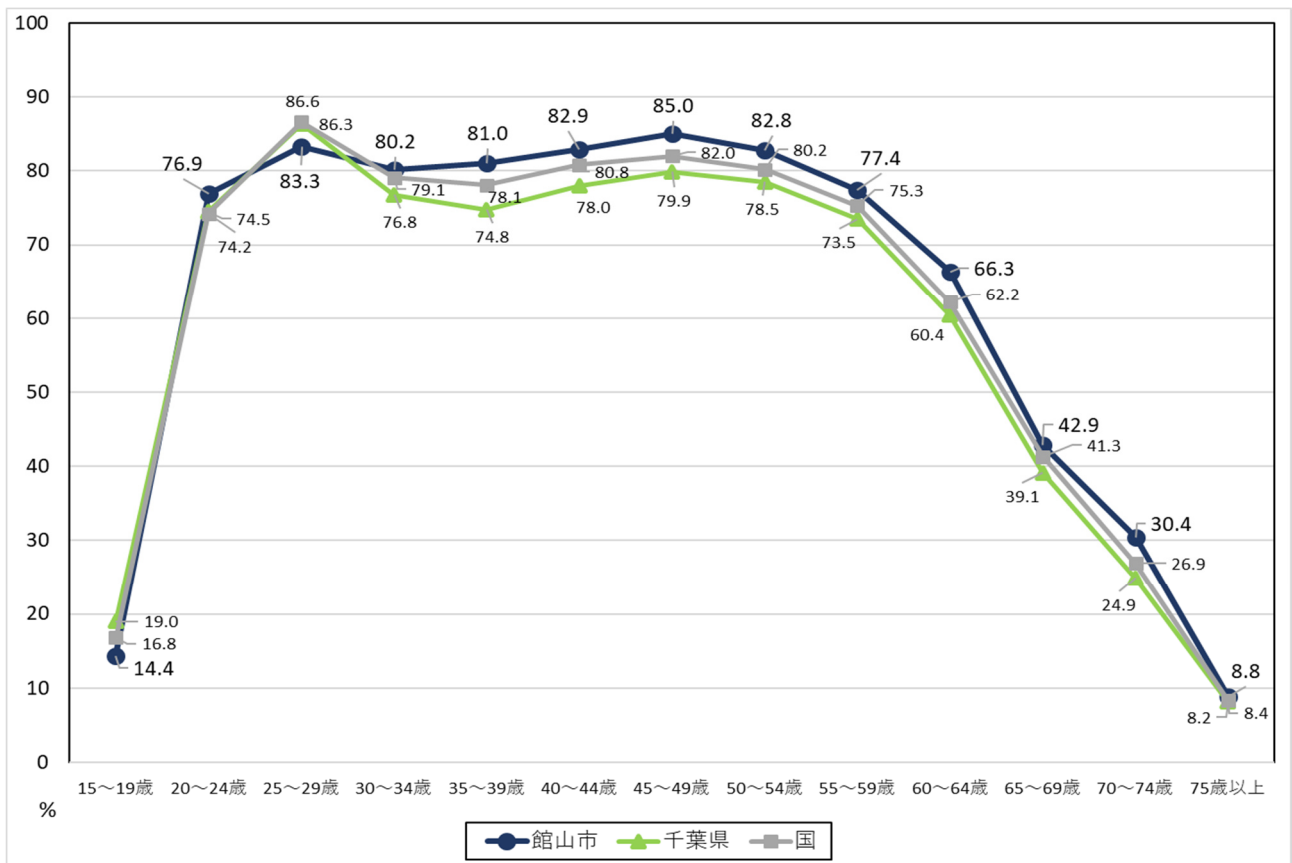
各年の国勢調査結果

図4：館山市の合計特殊出生率の推移



千葉県統計資料

図5：館山市の2020年（令和2年）女性年齢階級別労働力率



2020年（令和2年）国勢調査実施結果

第2部 プランの概要

1 プランの将来像

< 将来像 >

多様な個性や能力を認め合い、
皆がいきいきと活躍できるまち 館山

【将来像設定の背景】

館山市の最上位計画である「第4次館山市総合計画」では、「笑顔あふれる 自然豊かな “あつたか ふるさと” 館山」を将来都市像に掲げています。これは、すべての人々が美しく豊かな自然の中で、ゆったりとあたたかなふれあいを重ね、いきいきと笑顔や活気にあふれる元気なまちになることを目指すものです。

変化の大きい現代にあって、このようなまちづくりを実現させるためには、性別や年齢などに関わらず、誰もがその個性や能力を発揮して、いきいきと活躍できる社会づくりが必要不可欠です。そこで、この「第4期館山市男女共同参画推進プラン」では、皆が互いを認め、尊重しながら、笑顔でいきいきと活躍できるまちづくりを目指します。

2 プランの基本目標

将来像を実現していくため、以下、4つの基本目標を掲げます。

(1) 人権の尊重と男女共同参画への理解促進

いじめ、虐待、DVや差別等をなくし、「男性はこうあるべき」「女性なのだから・・・」といった「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」を払拭することで、人権尊重や男女共同参画への理解促進を図ります。

(2) あらゆる分野における男女共同参画の推進

行政、地域や企業など、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

(3) 仕事と家庭の両立ができる環境づくり

これまでの働き方の見直しを行い、「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)の充実を図ることで、誰もが暮らしやすい環境を創出していきます。

(4) 男女が共に自立して安心して暮らせるまちづくりの推進

老若男女、全ての人が元気でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

3 プランの体系

【基本目標】

人権の尊重と男女共同参画への理解促進

あらゆる分野における男女共同参画の推進

仕事と家庭の両立ができる環境づくり

男女が共に自立して安心して暮らせるまちづくりの推進

【将来像】

多様な個性や能力を認め合い、
皆がいきいきと活躍できるまち 館山

【課題】

【施策】

1	男女共同参画のための意識改革と慣習・慣行の見直し	(1) あらゆる人々にとっての男女共同参画に向けた意識改革 (2) 固定的な性別役割分担意識の解消
2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 女性活躍	(1) 教育分野における男女共同参画への理解促進 (2) 家庭・地域・職場における男女共同参画への理解促進
3	あらゆる暴力の根絶と人権の尊重 DV防止 女性活躍	(1) DVを許さない意識づくり、相談体制の充実 (2) 子ども・高齢者・障害者への虐待を許さない意識づくり、環境づくり (3) 全てのハラスメントを許さない意識づくり
1	政策・方針決定過程への女性の参画 女性活躍	(1) 行政における方針決定過程への女性参画の推進 (2) 地域・企業等における方針決定過程への女性参画の促進
2	まちづくりにおける男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進
1	働く場における男女共同参画の推進 女性活躍	(1) 雇用の分野における男女の機会均等、待遇改善の推進 (2) 農水産業・自営業等の分野における男女共同参画の推進 (3) 女性の再就職希望者に対する支援 (4) 多様な働き方に対する支援
2	ライフステージに応じた仕事と生活の調和 女性活躍	(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進 (2) 妊娠・出産・子育てに関する情報提供と相談体制の充実 (3) 子育てしやすい環境づくりの推進 (4) 社会全体での介護支援の充実
1	誰もが安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者・障害者の自立支援、社会参加の促進 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 外国人が安心して暮らせるまちづくりや国際的な視点に立った相互理解の推進
2	心とからだの健康づくりの推進	(1) 生涯にわたる健康づくりの支援

4 重点的に取り組む施策

市民意識調査の結果等を踏まえ、以下の施策について重点的に取り組むこととします。

- ・あらゆる人々にとっての男女共同参画に向けた意識改革

館山市における男女共同参画の推進は、道半ばといえます。男女共同参画に関する情報等の発信を強化し、意識の醸成や時代に合わなくなった固定的な考え方を变え、意識改革を行う必要があります。

- ・行政、地域・企業等における方針決定過程への女性参画の促進

館山市、そして日本における女性リーダーの割合は、諸外国と比べてかなり低い状態にあります。多様性・寛容性のある社会を作るためには、男性中心社会から脱却し、女性を含め、様々な立場にいる人々の声が的確に反映される環境をつくる必要があります。

- ・地域活動における男女共同参画の促進

地域活動が活発な場所は、まち全体が活力にあふれています。様々な立場の人が積極的に活動に参画し、そこに暮らすことが楽しくなるような取組を行う必要があります。

- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及の促進

仕事と生活を両立させ、誰もがいきいきと暮らせる社会にするためには、従来型の労働慣行、特に男性を中心とした働き方に関する意識改革を推進していく必要があります。



第3部 施策の展開

基本目標 人権の尊重と男女共同参画への理解促進

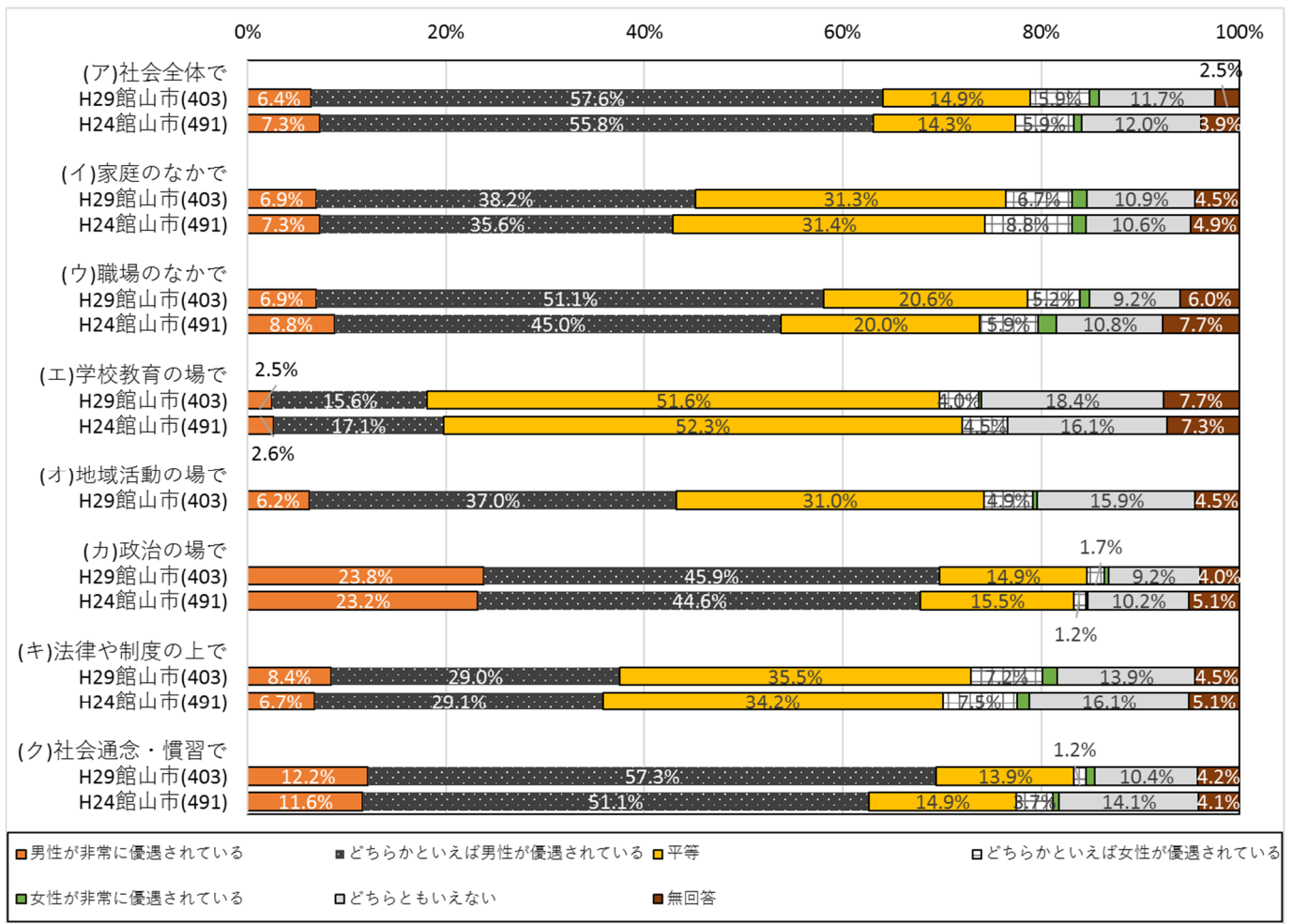
課題1 男女共同参画のための意識改革と慣習・慣行の見直し

【現状と課題】

「館山市男女共同参画市民意識調査」の中で、各分野における男女平等意識を聞いたところ、「社会全体」及び「政治の場」において男女が平等だとした割合は14.9%でした。平成24年度に行った調査では、この割合は14.3%であり、若干数値が上がったものの、依然として男女平等ではないと考える人が多数を占めることがわかりました。なお、千葉県が令和元年度に実施した同様の調査では、社会全体で男女が平等とした割合は13.6%でした。

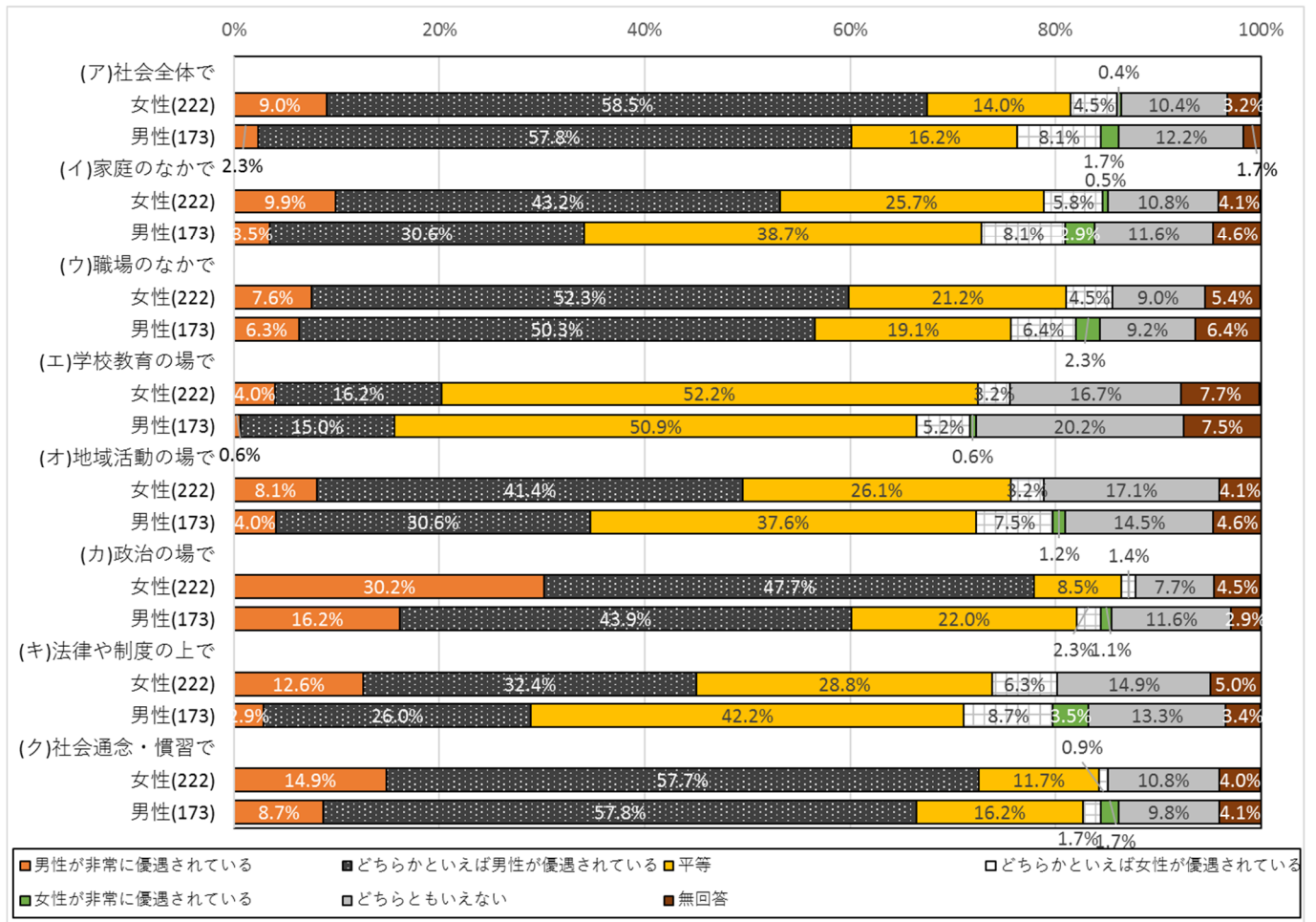
館山市では、2003年(平成15年)に「男女共同参画プラン」を策定してから、男女共同参画への理解促進に取り組んできましたが、調査の結果を見ると、男女平等意識はまだ低いといえます。性別や立場を超え、全ての人が共に助け合いながらよりよいまちにしていくためには、まず、各種の取組を通じ、固定的な性別役割分担意識の解消といった意識改革を進めるなど、男女共同参画に関する市民の理解を推進する必要があります。

図表 - 1 (1): 館山市の男女平等意識



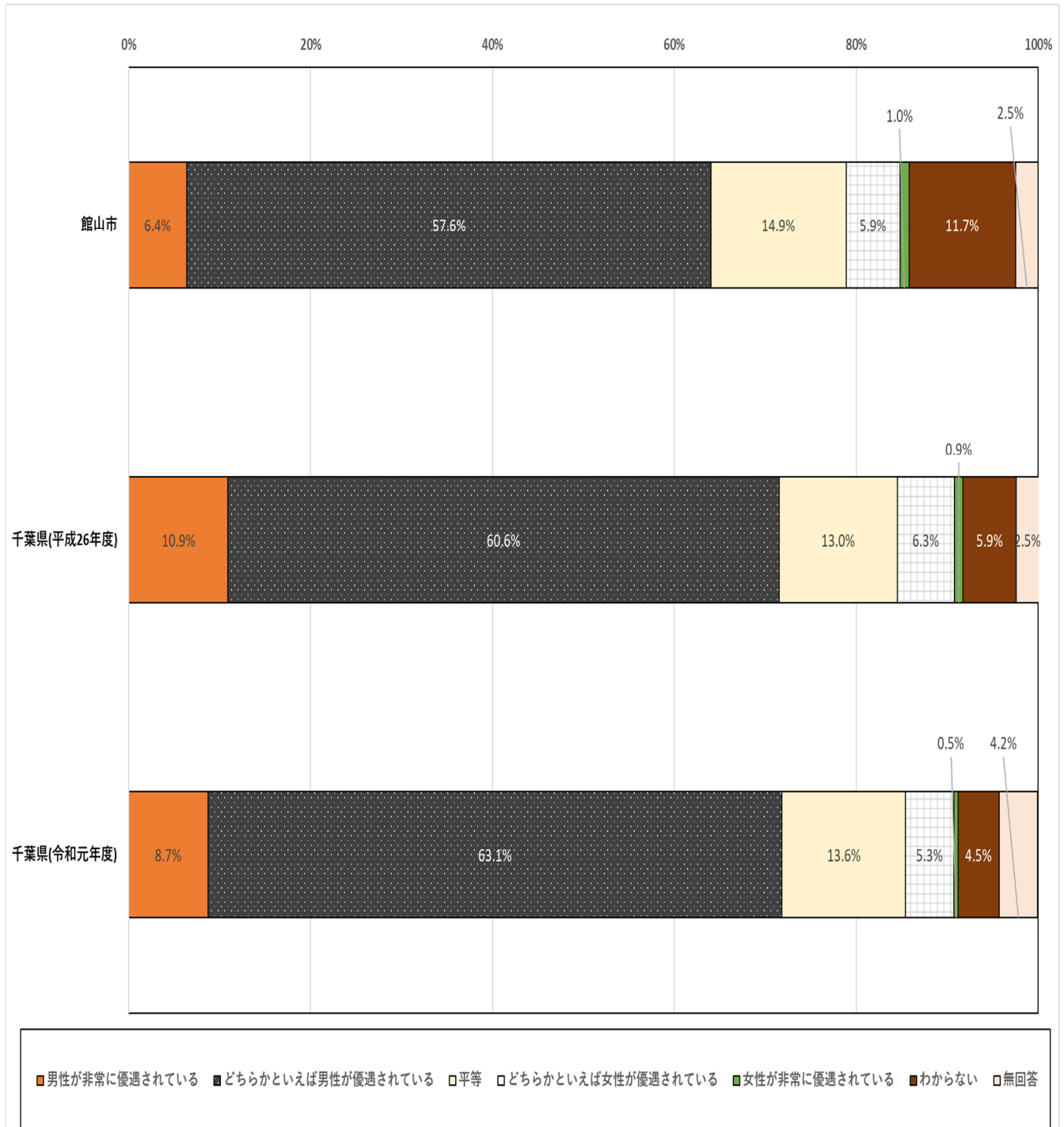
平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査
平成24年度館山市男女共同参画市民意識調査

図表 - 1 - (2) : 館山市の男女平等意識 (男女別)



平成 2 9 年度館山市男女共同参画市民意識調査

図表 - 1 - (3): 「社会全体における」男女平等意識の館山市・千葉県比較



平成 2 9 年度館山市男女共同参画市民意識調査
 平成 2 6 年度男女共同参画社会の実現に向けての千葉県民意調査
 令和元年度男女共同参画社会の実現に向けての千葉県民意調査

(施策 1) あらゆる人々にとっての男女共同参画に向けた意識改革 **重点施策**

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関連する情報を収集し、調査・研究を行うとともに、市民に提供できるよう整備します。	市民協働課
市の広報紙やホームページ・SNS等を活用した情報発信・情報提供	男女共同参画推進に関連する情報を、市の広報紙やインターネットメディア等を通じて積極的に発信・提供します。	市民協働課
男女共同参画に関するセミナーや意見交換会等の実施	男女共同参画に関する市民向けのセミナーや意見交換会等を実施し、意識啓発に努めます。	市民協働課
関係機関や県男女共同参画地域推進員との連携による意識啓発活動の推進	関係機関との連携や県男女共同参画地域推進員の活動支援を通じ、意識啓発を行います。	市民協働課

(施策 2) 固定的な性別役割分担意識の解消

事業名	事業内容	担当課等
固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動の実施	セミナーやあらゆる機会をとらえた意識啓発等を通じ、様々な場面に残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に努めます。	市民協働課
市民の多様性に配慮した情報発信の推進	性別等による固定観念や無意識による人権侵害等がないように配慮した行政情報発信に努めます。	市民協働課
市民意識調査による男女共同参画意識の経年比較の実施	市民の男女共同参画意識を把握するため、次期事業計画等策定の際、市民意識調査を実施し、その推移により計画の評価・見直しを行います。	市民協働課

課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

【現状と課題】

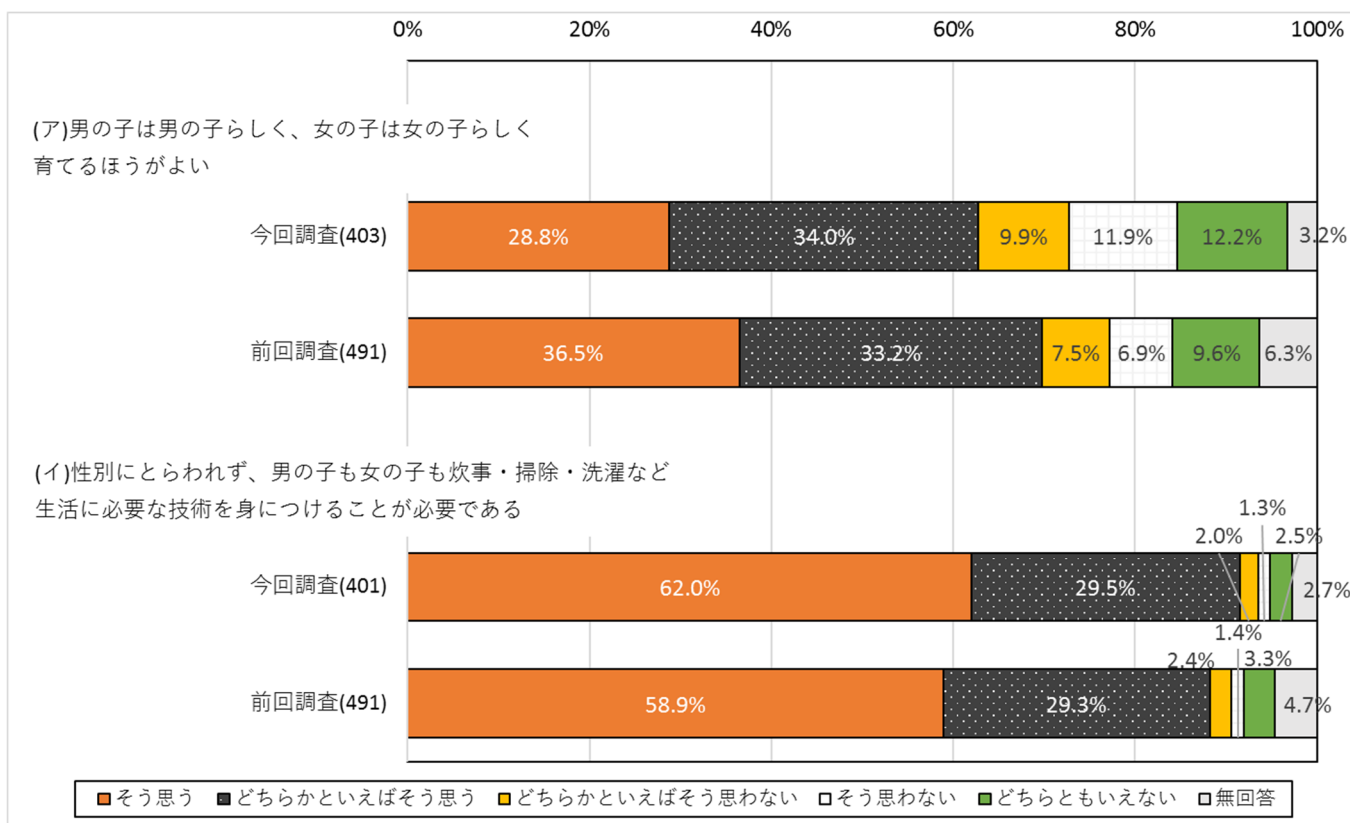
「館山市男女共同参画市民意識調査」の中で、子どもの教育における男女平等の意識について聞いたところ、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるほうがよい」とした人は「どちらかといえばそう思う」を含め62.8%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」とした割合が21.8%となりました。平成24年度の前回調査と比べ、「そう思う」と答えた割合は6.9%減少し、「そう思わない」と答えた割合は7.4%増加しました。

また、「性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要である」とした割合は、「どちらかといえばそう思う」を含め、91.5%にのぼり、平成24年度の前回調査結果である88.2%と比べて3.3%増加しています。

上記の結果は、性別にとらわれず、子ども一人ひとりの個性を大切にしようとする人が増えたことのあらわれといえます。

教育分野においても、学校、家庭、企業や地域における男女共同参画の推進が求められています。学校等において、子どもたちがそれぞれの個性を尊重・理解できるような学習の場をつくとともに、家庭や職場における男女共同参画意識の向上に努める必要があります。

図表 - 2 (1): 子どもの教育における男女平等意識



平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査
平成24年度館山市男女共同参画市民意識調査

(施策 1) 教育分野における男女共同参画への理解促進

事業名	事業内容	担当課等
教育関係者への研修の充実	性別等にとらわれず、児童・生徒一人ひとりが個性と能力を発揮できる指導を行えるよう、教職員の男女共同参画意識の啓発を行います。	教育総務課
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	多種多様な生涯学習の機会を提供できるよう、博物館・図書館・公民館における講座や教育事業等を充実させます。	生涯学習課
性別にとらわれない多様な選択を可能にするキャリア教育の推進	児童・生徒が自らの個性や能力を伸ばし、性別にかかわらず希望する進路選択を行えるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育に努めます。	教育総務課
学校における発達段階に応じた性教育の実施	性や身体に関する正しい知識や理解を深めるため、発達段階に応じた性教育を実施するとともに、思春期ふれあい体験事業を通じて、子育ての喜びや命の尊さを学ぶ機会を提供します。	教育総務課 健康課

(施策 2) 家庭・地域・職場における男女共同参画への理解促進

事業名	事業内容	担当課等
家庭教育事業の推進	家庭教育学級や子育て支援講座等を通じ、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。	市民協働課 中央公民館
地域活動への積極的参加の促進	地域における固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが積極的に地域活動に参加・参画できるよう、意識啓発を行います。	市民協働課
事業者に対する男女共同参画意識の啓発	市内事業者に対し、固定的な性別役割分担意識の解消等、男女共同参画意識の啓発を図ります。	市民協働課 雇用商工課

課題3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

【現状と課題】

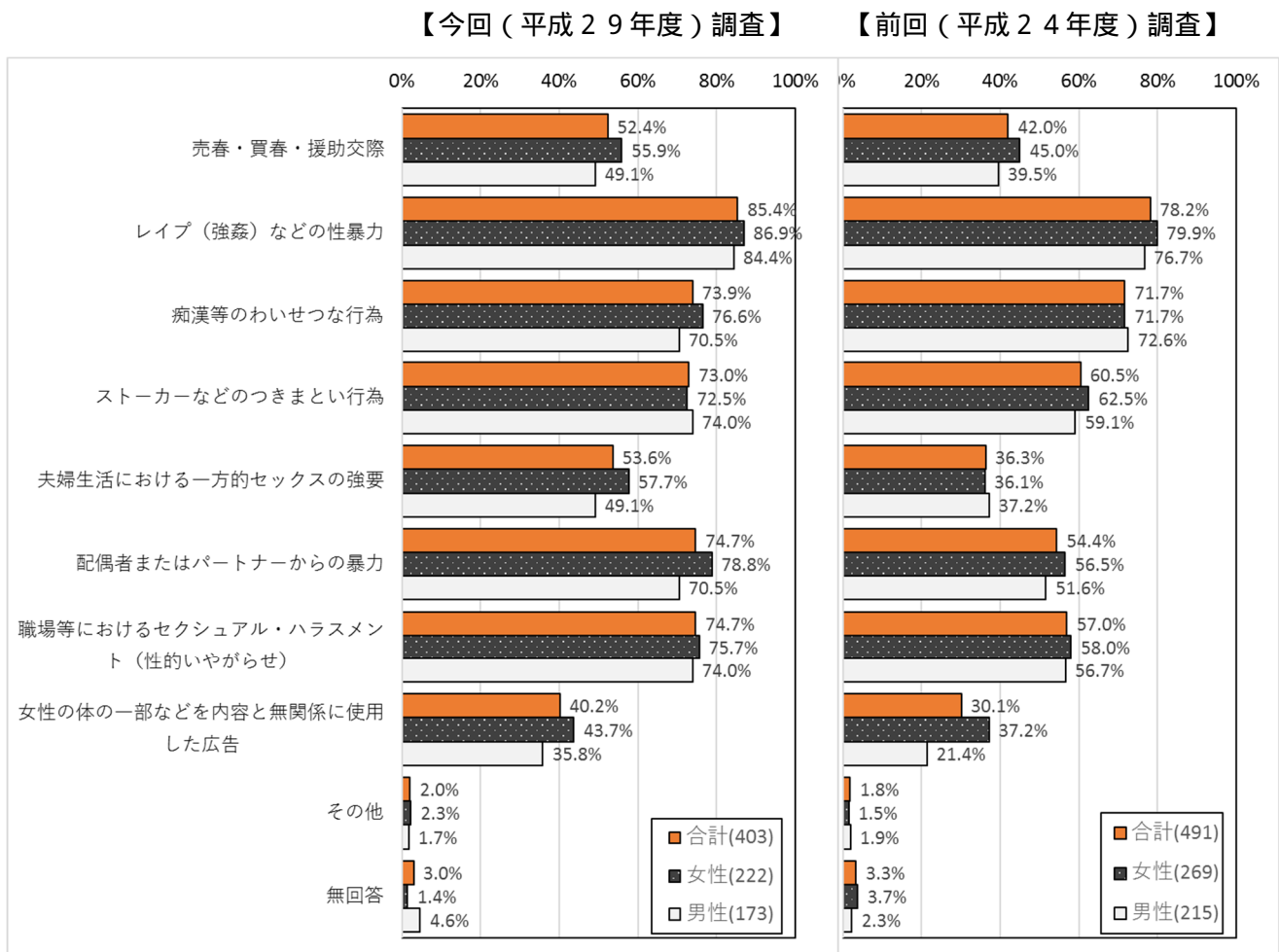
「館山市男女共同参画市民意識調査」の中で、人権が侵害されていると感じる事柄について聞いたところ、「レイプ(強姦)などの性暴力」は85.4%が、「配偶者またはパートナーからの暴力」「職場等におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」がいずれも74.7%と高い割合になりました。

その他、全ての項目において平成24年度の前回調査を上回り、人権に関する意識は向上しているといえますが、「売春・買春・援助交際」については52.4%、「女性の体の一部などを内容と無関係に使用した広告」は40.2%と依然低い状況であり、これらの意識の低さが性に起因する人権侵害が起こる背景のひとつと考えられます。

また近年、児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、平成28年には神奈川県知的障害者施設において、入所者19人が殺害される事件が起こるなど、子どもや障害者、高齢者等に対する虐待や差別が後を絶ちません。さらに、性的少数者であり、困難な状況におかれているLGBTの人々への配慮も喫緊の課題となっています。

「どのような立場の人でも差別されず、尊重され、人間らしく生きる権利」である基本的人権を守り、人権侵害を許さない環境をつくるための取組が必要です。

図表 - 3 - (1): 人権侵害と感じる事柄



平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査
平成24年度館山市男女共同参画市民意識調査

(施策 1) D Vを許さない意識づくり、相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課等
D V防止のための意識啓発活動の推進	D VやデートD Vが重大な人権侵害であることを市ホームページやパンフレット等により周知し、市民の意識啓発に努めます。	社会福祉課
相談しやすい環境の整備と周知強化	市の広報紙やホームページ等により、相談窓口の周知を図ります。	社会福祉課
関係機関とのネットワーク強化	関係機関との連携を強化し、情報共有等によるD V被害の未然防止や早期発見に努めます。	社会福祉課

(施策 2) 子ども・高齢者・障害者への虐待を許さない意識づくり、環境づくり

事業名	事業内容	担当課等
地域の見守りと関係者の連携による虐待の未然防止	パンフレット配布や市広報紙への掲載等により、意識啓発を図るとともに、関係機関等との連携による相談体制の充実と地域の見守りネットワーク等の強化により、未然防止に努めます。	高齢者福祉課 こども課 社会福祉課
地域防犯活動の推進	館山市防犯協力会等の関係団体と連携し、防犯活動を推進するとともに、犯罪の発生しやすい場所への防犯カメラ設置等により、非行や性犯罪の未然防止に努めます。	市民協働課
多様な個性を認め合い、いじめを許さない教育の推進	いじめや差別は人権侵害であるということを児童・生徒に理解させ、互いを認め合える豊かな心を育む教育を推進します。	教育総務課
教育相談体制の充実	いじめ問題アドバイザー等による児童・生徒のさまざまな悩みに対する教育相談体制の充実を図ります。	教育総務課
児童・生徒を性犯罪等、人権侵害から守るための意識啓発活動の実施	近年増加しているデートD V等の性犯罪から児童・生徒を守るための意識啓発を推進します。	教育総務課
人権を尊重する意識づくりと人権教育の充実	性別や年齢、国籍の違い、障害の有無等による差別、L G B Tをはじめ、少数者とされる方々に対する無理解をなくし、多様性を認め、受け入れることができる意識づくりを行います。	市民協働課 教育総務課 社会福祉課
L G B T (性的少数者)に関する理解促進	L G B T (性的少数者)に関する正しい理解を促進するための啓発活動を行います。 また、パートナーシップ制度(仮称)について調査、研究を行います。	市民協働課

(施策 3) 全てのハラスメントを許さない意識づくり

事業名	事業内容	担当課等
各種ハラスメントに関する意識啓発活動の推進	職場や学校、地域等、あらゆる場面で起こりうるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの各種ハラスメント防止に向け、意識啓発を行います。	市民協働課 雇用商工課
メンタルヘルス対策の推進	市民や事業者に対し、心の健康保持に関する情報提供や相談窓口の周知を行います。	社会福祉課 市民協働課



基本目標 あらゆる分野における男女共同参画の推進

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

【現状と課題】

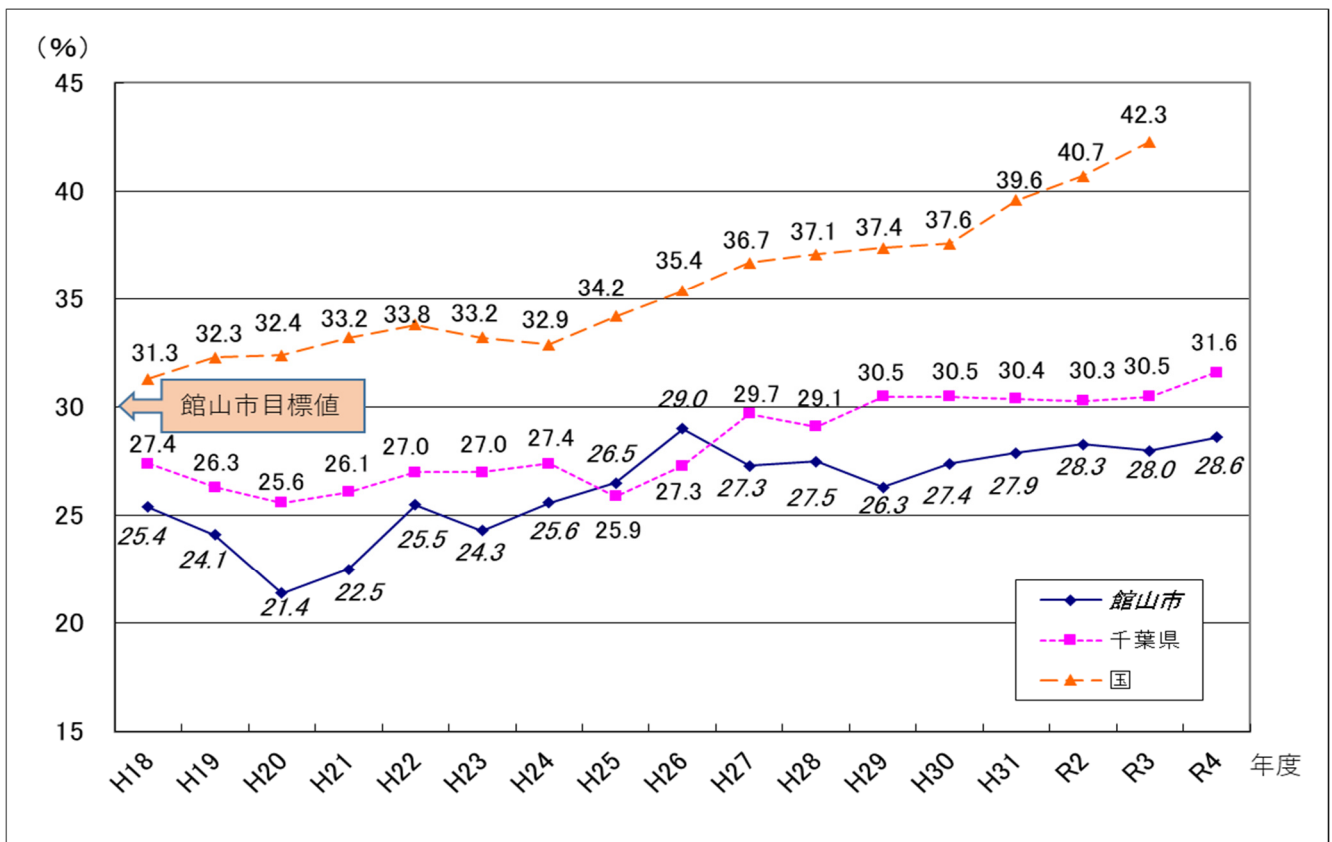
令和4年4月1日時点の館山市の審議会等における女性委員割合は、28.6%でした。国・県の直近の女性委員割合は、国が42.3%、県が31.6%となっており、館山市の割合の方が少ない状況です。なお、館山市の審議会等において、女性が会長・副会長・職務代理者等のリーダーを務める割合は、20%でした。

「館山市男女共同参画市民意識調査」において、女性のリーダーが少ない要因について聞いたところ、「家事や子育て、介護などに忙しく、仕事や地域活動に専念できないから」と答えた人が75.2%、男性に比べ、女性の方が15%ほど高い割合となっています。さらに、「組織活動の経験が少ないため」「女性がリーダーでは、男性がついてこないから」や「女性がリーダーでは、軽くみられるから」においても、女性の回答割合が高くなっています。女性の側にも、固定的な性別役割分担意識が残っていることが伺えます。

女性をはじめ様々な人の視点や新たな発想が取り入れられることにより、組織や地域活動の活性化につながります。そのため、政策・方針決定過程への女性の参画推進が求められています。

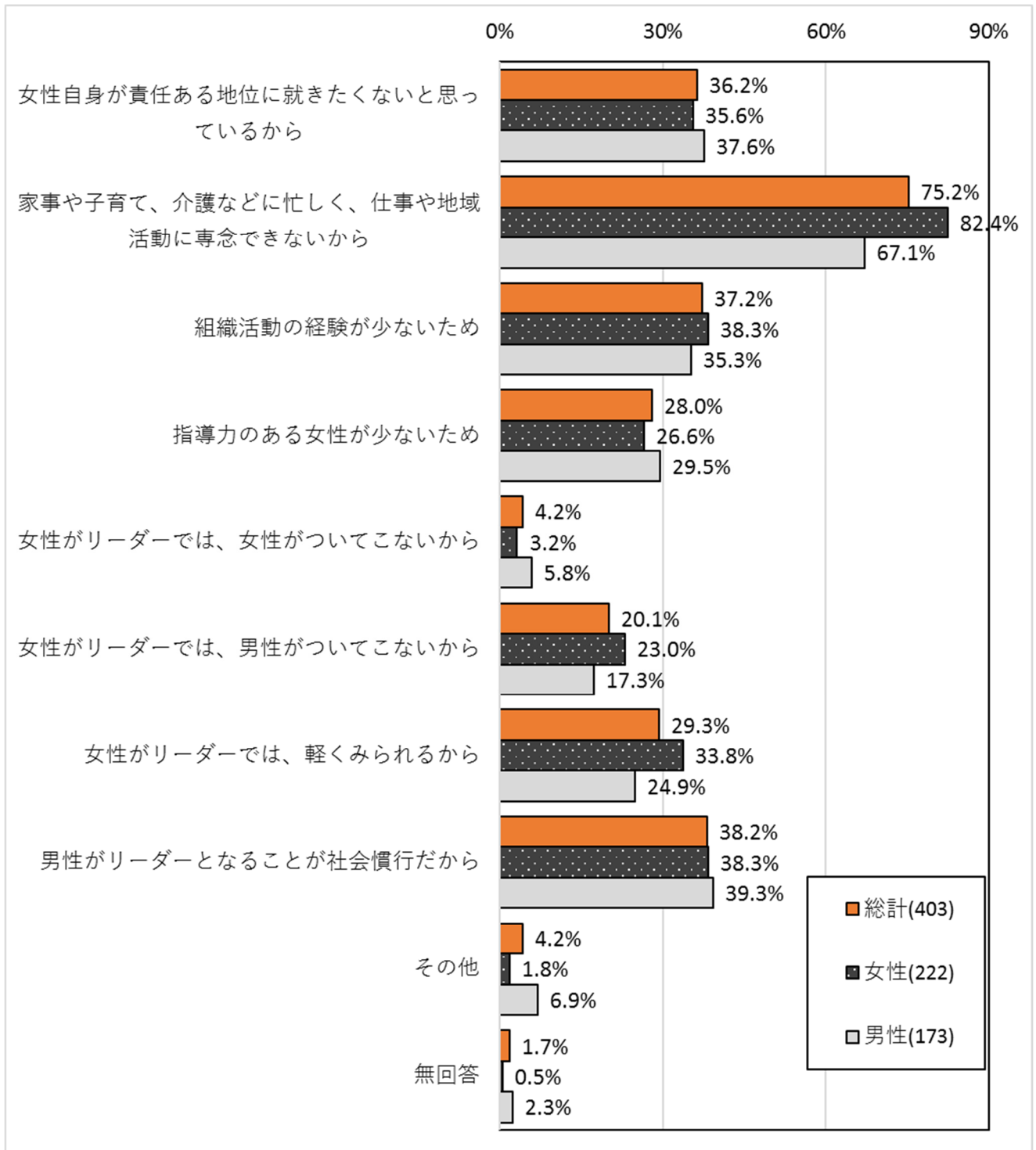
行政・地域・企業等における女性参画を推進し、多様性に富んだ環境をつくるための取組を行うことが必要です。

図表 1 - (1) : 館山市の審議会等における女性委員割合推移



館山市・千葉県・内閣府の調査結果

図表 - 1 - (2): 女性のリーダーが少ない要因について



平成 2 9 年度館山市男女共同参画市民意識調査

(施策 1) 行政における方針決定過程への女性参画の推進 **重点施策**

事業名	事業内容	担当課等
市女性職員の人材育成及び管理職等への登用推進	市女性職員がライフプラン・キャリアパスを描きやすくするため、各種研修等の機会を充実するほか、将来的な女性管理職割合の増加を目指し、全女性職員を対象に、採用時から管理職等への登用を意識したキャリア形成や研修を進め、管理職等への登用を推進します。	総務課
館山市「女性職員活躍推進に関する特定事業主行動計画」の推進	女性職員活躍推進に関する特定事業主行動計画に従い、目標達成に向けた環境づくりを推進します。	総務課
審議会等における女性委員登用の推進	委員登用基準の見直しを含め、女性委員の積極的な登用を促すとともに、会長職等への女性リーダー登用についても、慣行にとられない意識改革を推進します。	市民協働課
審議会等における委員公募の促進	多様な視点、発想を取り入れるため、審議会等における委員公募を促進します。	市民協働課 総務課

(施策 2) 地域・企業等における方針決定過程への女性参画の促進 **重点施策**

事業名	事業内容	担当課等
女性リーダーの育成と方針決定過程への積極的な登用の促進	女性が経済分野における方針決定過程に参画できるよう、リーダーの育成とリーダーへの登用促進について、啓発活動を行います。	市民協働課 雇用商工課
女性活躍推進法への理解促進と女性の能力発揮の支援	女性が能力を発揮し、希望する仕事等ができるような制度や環境づくりについて、周知及び理解促進を図ります。	市民協働課 雇用商工課
固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域活動における男女共同参画の推進	慣習や固定観念にとらわれず、男女が共に積極的に地域活動を取り組んでいけるよう、意識啓発を行います。	市民協働課

課題2 まちづくりにおける男女共同参画の推進

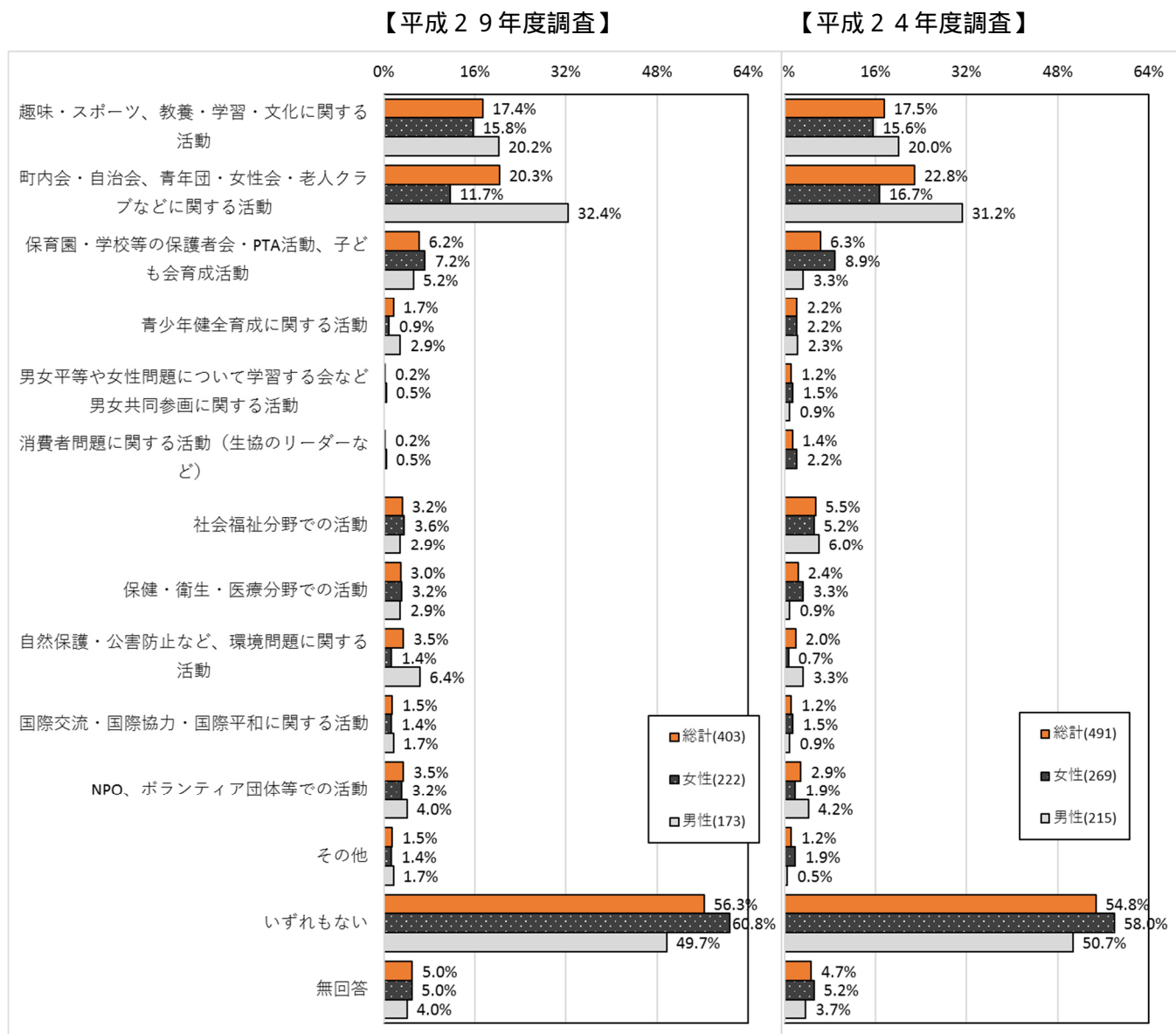
【現状と課題】

「館山市男女共同参画市民意識調査」の中で、地域活動への参画状況を尋ねたところ、「いずれもない」とした人の割合が56.3%と最も高くなりました。性別内訳をみると、男性は49.7%と前回調査に比べ1%低下した一方、女性は60.8%と、平成24年度の前回調査に比べ2.8%増加しており、地域活動に携わっていない女性が増えていることがわかりました。

また、防災・災害復興対策に関する取組・活動において、より女性の活躍が必要だと思ふことを尋ねたところ、「避難所機能の充実に向けた検討」が41.9%、うち女性の回答割合が45.5%と最も多くなりました。

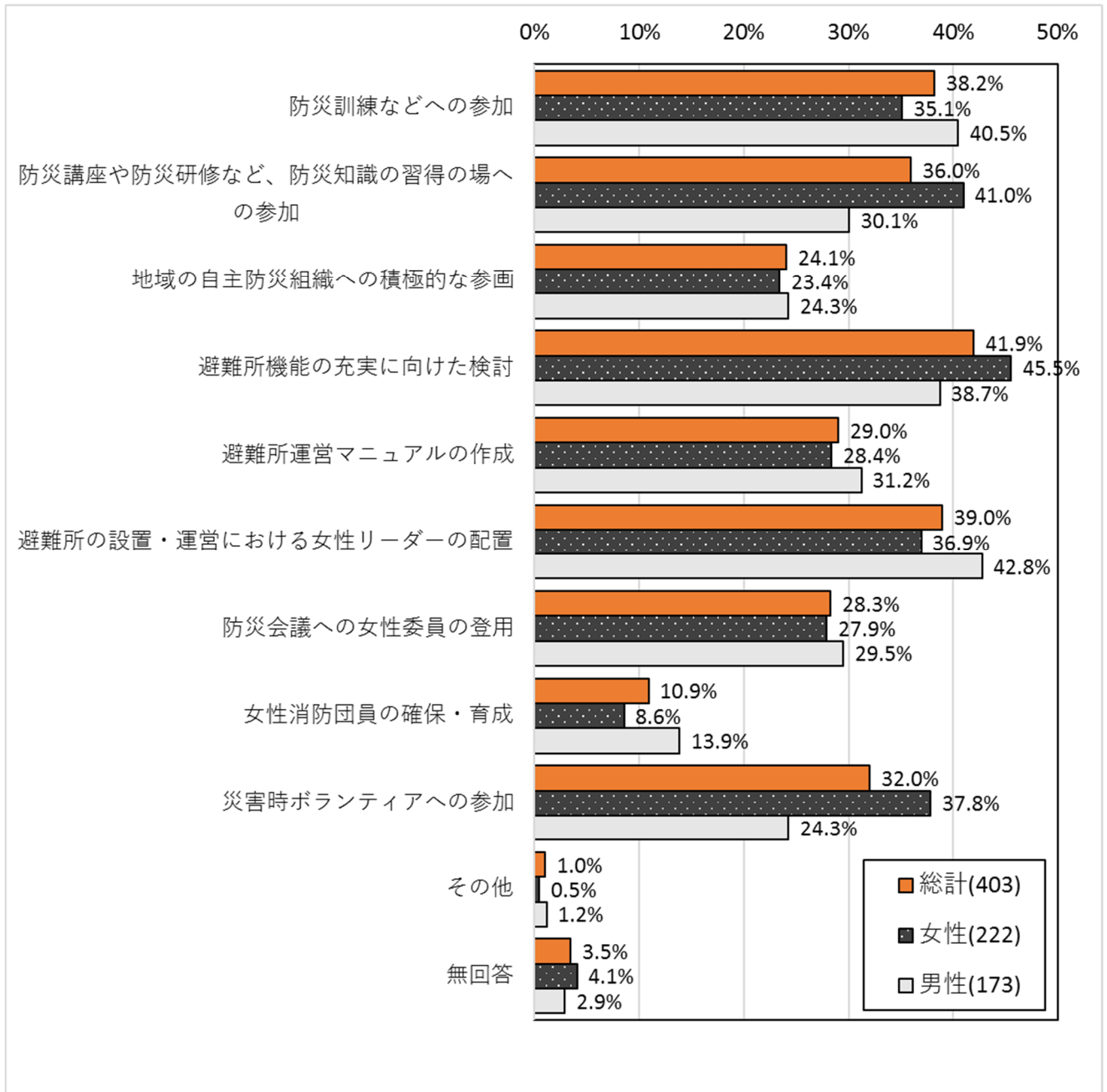
少子高齢化の進行などによる社会構造の変化により、今後のまちづくりには地域の主体的な活動が欠かせなくなってくると考えられます。そのため、男性も含め、皆が趣味や特技を活かし、地域活動に参画できる環境づくりが必要です。さらに、災害発生時においても、皆がそれぞれの長所を活かし、様々な立場の人が快適に過ごせる避難所運営を行うことや、要配慮者・避難行動要支援者等、いわゆる災害弱者へのきめ細やかな配慮が求められています。

図表 2 - (1) : 地域活動への参画状況について



平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査

図表 2 - (1): 防災・災害復興対策における女性の活躍について



平成 2 9 年度館山市男女共同参画市民意識調査

(施策 1) 地域活動における男女共同参画の推進 **重点施策**

事業名	事業内容	担当課等
ボランティア活動等に関する情報提供と積極的な参画推進	多様な主体・多様な考え方による地域活性化を実現するため、ボランティア活動等の情報提供と参画推進を行います。	市民協働課

(施策 2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進

事業名	事業内容	担当課等
防災計画の見直しや避難所運営に関する女性参画の推進	「館山市地域防災計画」の見直しや避難所運営マニュアルの策定にあたっては、積極的に女性の参画を促し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。	危機管理課
要配慮者・避難行動要支援者等を考慮した災害対策の整備	「館山市地域防災計画」等に基づき、高齢者・障害者・乳幼児や外国人などの要配慮者・避難行動要支援者を考慮した災害対策を整備します。	危機管理課
女性や子育て世代に配慮した生活用品の備蓄推進	「館山市地域防災計画」等に基づき、女性や子育て世代、その他要配慮者等が災害発生時も安心して生活できるよう、必要な生活用品の備蓄を推進します。	危機管理課
女性防災リーダーの積極的な登用の促進	女性防災リーダーを積極的に登用し、防災分野への女性参画を促進します。	危機管理課

課題1 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

平成29年3月に内閣府から公表された「主に男性の家事・育児等への参画に向けた仕事と生活の調和推進のための社内制度・マネジメントのあり方に関する調査研究報告書」によれば、全国の回答企業数157社のうち、「生産性の向上・企業業績の向上や女性従業員の活躍推進のため職場の風土改革に取り組んでいる」とした企業は全体の60%、「フレックスタイム制度や在宅勤務等の柔軟な働き方・勤務体制に取り組んでいる」とした企業は全体の63%であり、半数以上の企業が職場での男女共同参画推進に取り組んでいることがわかりました。

一方、「館山市男女共同参画市民意識調査」の中で、仕事と家庭の両立のため必要な環境整備について尋ねたところ、男女合計で最も高かったのは「地域の保育所や学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容を充実すること」でした。また、「代替要員の確保など、育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境を整備すること」「育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援を充実すること」なども割合が30%を超え、経済的支援や制度整備に関するニーズが依然として高いことがわかりました。

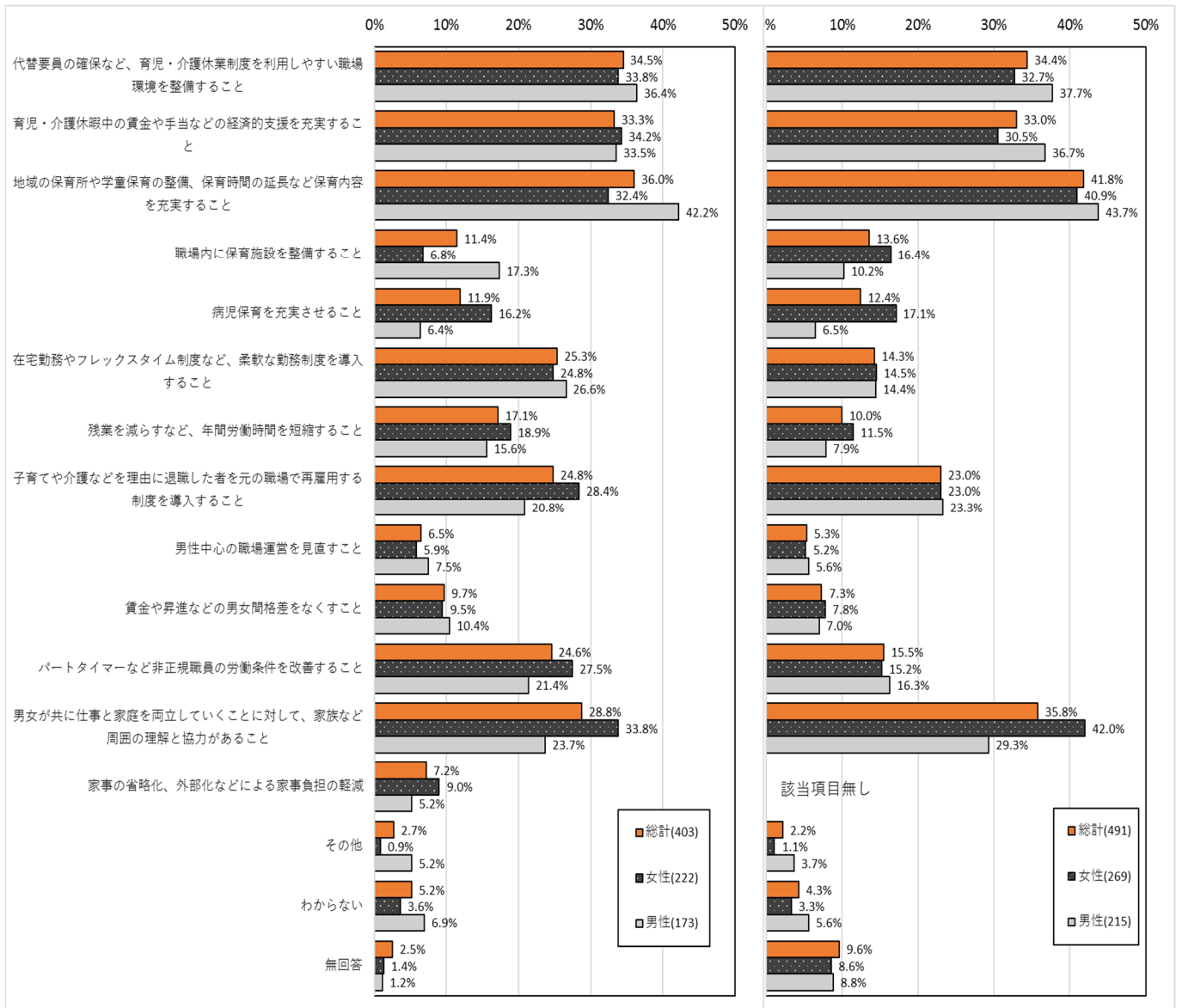
また、「男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対して、家族など周囲の理解と協力があること」を選んだ人の割合は、男女合計で28.8%、特に女性では33.8%と、男性と比べて10.1%高く、家族の理解と協力といったソフト面の意識改革を望む声も多く見られました。

働く場における男女共同参画を推進するためには、職場や事業者の意識改革や制度の見直し、再就職を希望する方への支援などに取り組む必要があります。

図表 1 - (1): 仕事と家庭の両立のため必要な環境整備について

【平成29年度調査】

【平成24年度調査】



平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査

(施策 1) 雇用の分野における男女の機会均等、待遇改善の推進

事業名	事業内容	担当課等
事業者に対する男女共同参画関連法・制度の理解促進と意識啓発活動の実施	男女共同参画及び女性活躍推進に関する各種法律・制度について、市内事業者に対し意識啓発を行います。	市民協働課 雇用商工課
働く女性の妊娠・出産・子育てに関する制度の理解促進と雇用の場での意識改革の推進	妊娠・出産・子育てに関し、利用可能な休業制度の周知と、制度を積極的に活用できるような意識改革を推進し、女性が継続して働き続けられる環境づくりに取り組みます。	市民協働課 雇用商工課
事業者を対象としたセミナーや意見交換会の実施	市内事業者を対象に、女性活躍推進の分野で活躍する第一人者や法制度の専門家などを講師としたセミナー及び意見交換会を実施します。	市民協働課 雇用商工課

(施策 2) 農水産業・自営業等の分野における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課等
関係機関・関係団体との連携による事業支援の強化	関係機関・団体と連携し、安定的な事業経営を支援し、多様な雇用環境の維持・継続に努めます。	雇用商工課
商工・農水関連団体と連携した意識啓発活動の推進	農漁業や商工業に関連する団体と連携し、生産者や事業者における従来の慣行・慣習の見直しを図り、男女共同参画の意識啓発に努めます。	市民協働課 雇用商工課 農水産課
農水産業における新たな担い手の育成・確保	農水産業の持続的な発展のため、その新たな担い手として、新規就農を希望する女性や若者、移住者など、多様な人材の育成・確保を図ります。	農水産課
農家における家族経営協定の普及促進及び組織的な営農スタイルの推進	家族で農業経営にたずさわる各世帯員が意欲とやりがいをもって経営に参画できるよう、家族経営協定の普及を図るとともに、農業法人化や地域ぐるみの組織的な営農スタイル導入を推進するにあたり、女性の積極的な参画を促します。	農水産課
起業・創業支援の推進	ワンストップ相談窓口の設置、創業支援セミナーの開催や起業支援補助金などを通じ、起業・創業したいと思う方を支援します。	雇用商工課

(施策 3) 女性の再就職希望者に対する支援

事業名	事業内容	担当課等
ハローワーク等と連携した情報提供の強化	ハローワーク等と連携し、働きたい女性のニーズにこたえた求職セミナーの開催や求人情報の提供などを実施します。	雇用商工課
再就職支援セミナーの実施	結婚・出産・育児等の理由で離職した女性で、再就職を希望している方を対象に、再就職に向けた準備や環境づくりを支援するセミナーを実施します。	雇用商工課 市民協働課
就業相談の充実及び就労支援の推進	ハローワーク等と連携し、育児中の女性等が相談しやすい体制の整備を図り、就労支援を推進します。	雇用商工課

(施策 4) 多様な働き方に対する支援

事業名	事業内容	担当課等
多様な働き方に関する情報提供	それぞれの状況に応じた様々な雇用形態や求人について、地域の雇用ニーズをとらえた求人・求職のマッチング強化など、ハローワーク等と連携し、情報提供します。	雇用商工課
新たな雇用の場の創出	多様な職種を選択できるよう雇用対策を推進し、安定した雇用の場の創出に努めます。	雇用商工課

課題2 ライフステージに応じた生活と仕事の調和

【現状と課題】

労働政策研究・研修機構が公表した「データブック国際労働比較2022」によれば、日本人の長時間労働者（週に49時間以上働く人）の割合は、主要国と比較すると、20ヶ国中5番目に高く、2020年の調査時点では15%となっています。また、長時間労働者の割合が高い国と比較すると、男女で差が大きくなっており、男性が21.5%なのに対し、女性は6.9%という状況です。

また、平成29年3月に内閣府から公表された「主に男性の家事・育児等への参画に向けた仕事と生活の調和推進のための社内制度・マネジメントのあり方に関する調査研究報告書」によれば、68%の企業が「男性従業員に対する仕事と家庭（育児・介護）の両立支援関連制度の充実・利用促進に取り組んでいる」としており、46%の企業が「従業員の能力・スキル向上のため、働き方・意識改革を通じた従業員の自己啓発や地域活動参画の支援」に取り組んでいると回答しました。

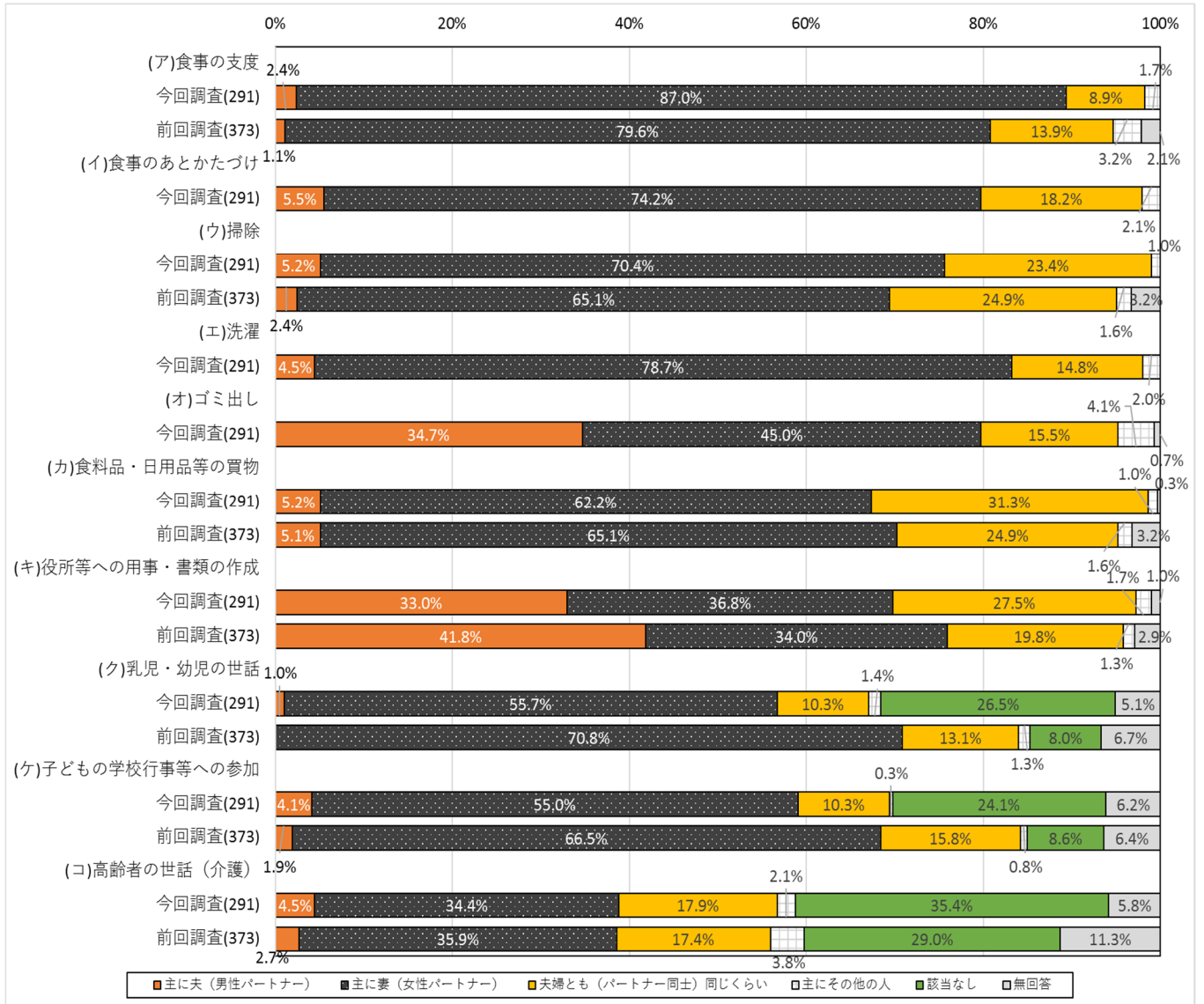
一方、近年では子育てのほか、家族の介護のために離職せざるを得ず、仕事をしたくてもできない人が増えています。

「館山市男女共同参画市民意識調査」の中で、女性が働き続けるうえでの障壁を尋ねたところ、「仕事と家事の両立が難しいこと」の54.8%を筆頭に、「長く働き続けられるような職場の条件や制度が不十分なこと」「子どもや病人、高齢者の世話が女性だけに任されていること」や「職場での結婚や出産、育児を支援する制度や雇用主の理解が不十分なこと」などが45%を超える高い割合となりました。特に、「子どもや病人、高齢者の世話が女性だけに任されていること」については、女性が58.1%に対し、男性が31.2%と、性別により大きな開きが生じています。

また、家庭における家事等の役割分担を尋ねたところ、以下の「図表 - 2 - (1)」に掲げたとおりの結果となりました。内容をみると、ほぼ全ての項目において、「主に妻（女性パートナー）が行う」とした割合が圧倒的に大きく、家事全般を妻（女性パートナー）が担っている事実が浮き彫りになりました。これらのことから、結婚またはパートナーと同居している世帯では、家事等について女性がそのほとんどを担っていることがわかりました。

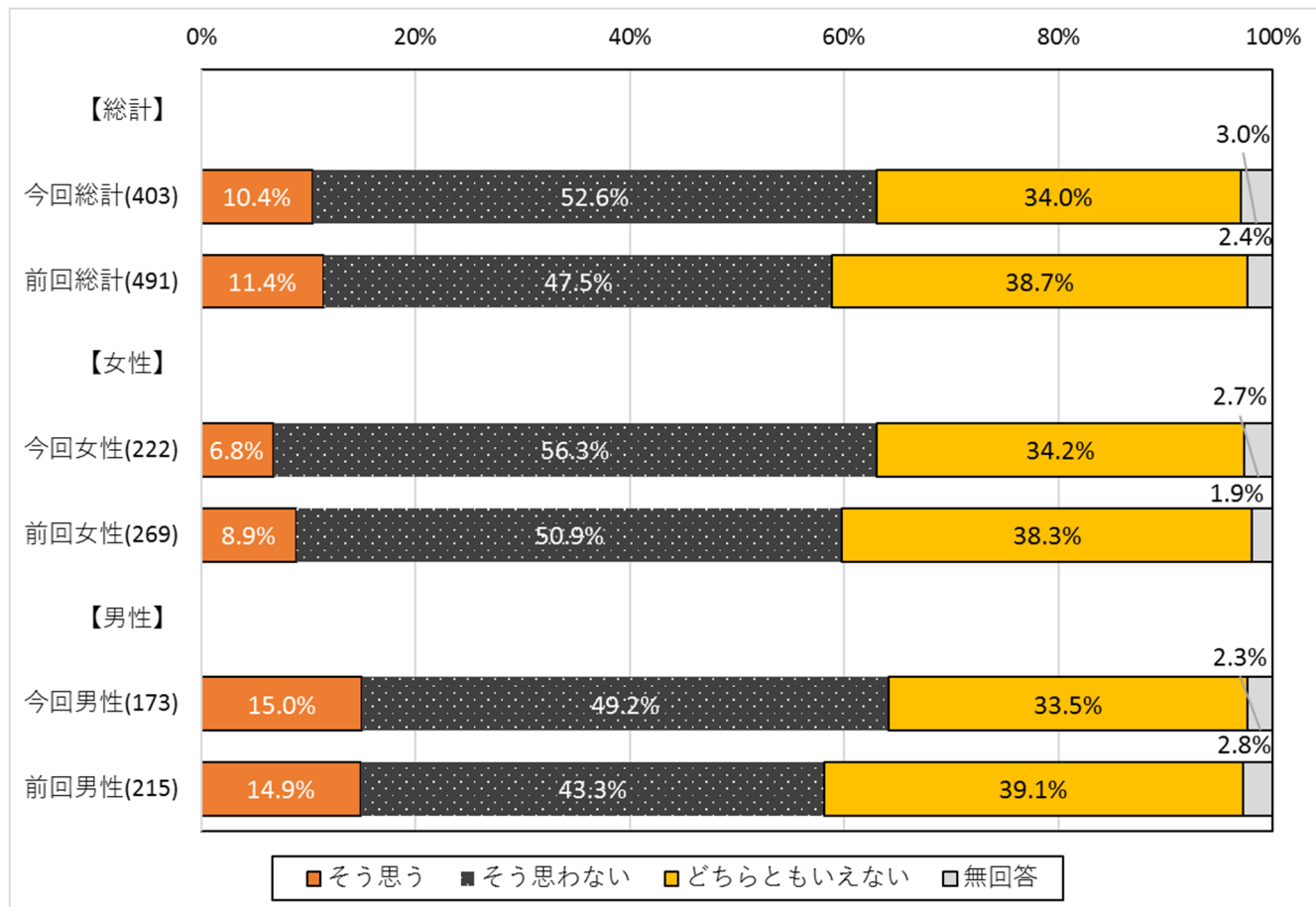
性別や年齢、立場の違いに関わらず、皆が家庭生活、趣味や地域活動などを充実させ、豊かな将来を築いていくためには、仕事や家事分担に関する意識改革とそれを促す制度改正等により、男女が共に協力し合い、ワーク・ライフ・バランスを充実させる必要があります。

図表 - 2 - (1) 家庭における家事等の役割分担



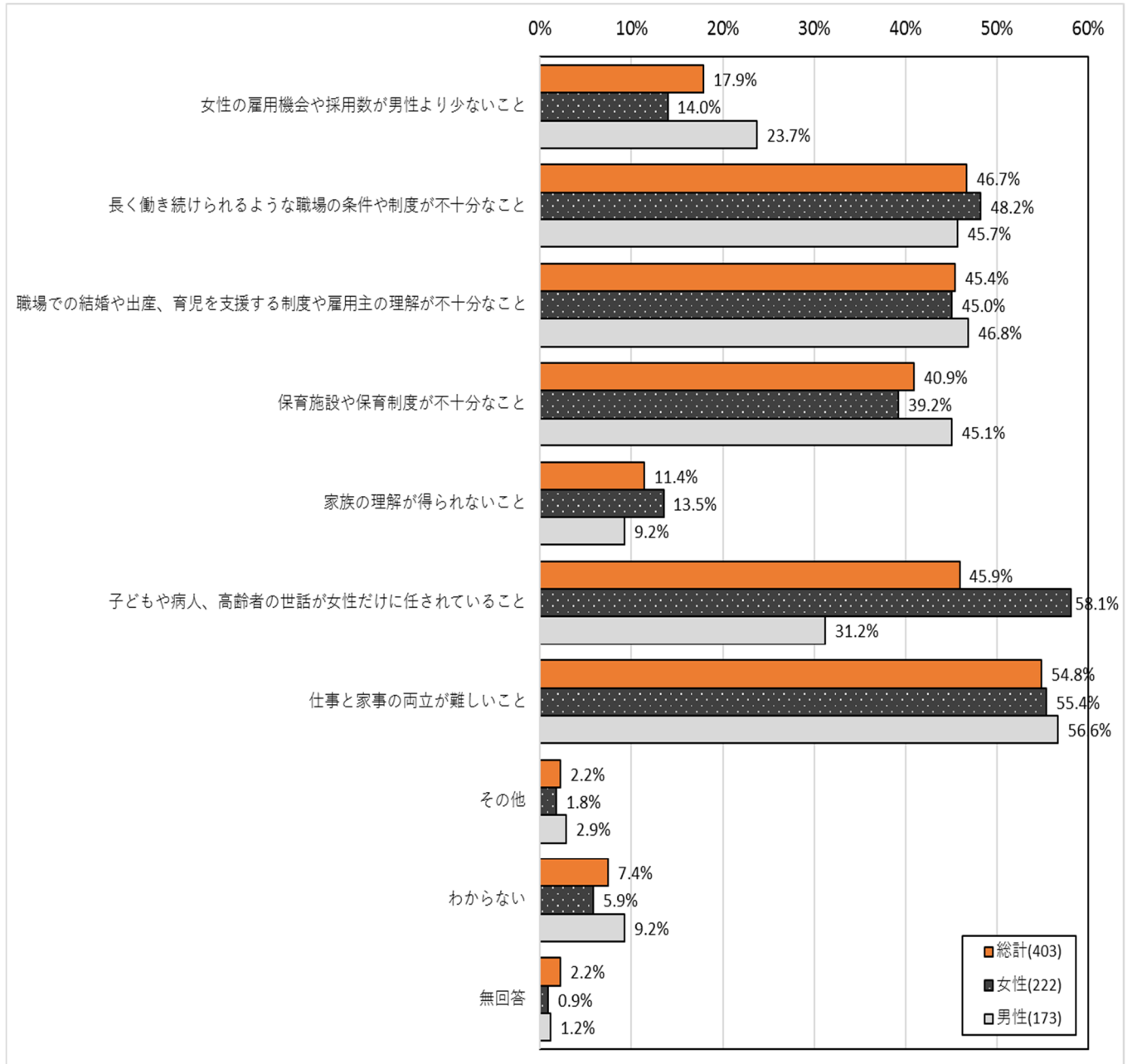
平成 2 9 年度館山市男女共同参画市民意識調査

図表 - 2 - (2) 「男は仕事、女は家庭」についての考え方（そう思うか、思わないか）



平成 2 9 年度館山市男女共同参画市民意識調査

図表 - 2 - (3) 女性が働き続ける上での障壁



平成 2 9 年度館山市男女共同参画市民意識調査

(施策 1) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の普及促進 重点施策

事業名	事業内容	担当課等
ワーク・ライフ・バランスの普及促進	いきいきと働き、豊かな家庭生活を送れる環境づくりとして、男性の家事・育児・介護参加の促進やその意義を浸透させるための取組を実施します。	市民協働課 雇用商工課
男性の働き方に関する意識改革の推進	従来男性を中心とした働き方の慣行を見直し、長時間労働の縮減や育児休業等の取得推進など、誰もが働きやすい環境づくりを、市内事業者等に対し啓発します。	市民協働課 雇用商工課
市職員の働き方改革の推進	時間外勤務の縮減や男性の育児休暇取得推進など、柔軟な働き方ができる環境づくりに取り組みます。	総務課

(施策 2) 妊娠・出産・子育てに関する情報提供と相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課等
妊娠・出産に関する正しい知識の啓発	自らのライフプランを考えるきっかけづくりとして、若者世代を中心に、妊娠・出産に関する正しい知識を啓発するとともに、 <u>ファミリー学級</u> をはじめとした各種機会をとらえ、父母共に妊娠・出産に関する正しい理解と不安解消を図り、男女共同参画による育児を促進します。	健康課
「元気な広場」「出張子育てひろば」の充実	子育て親子の交流と、子育てについての相談や情報提供を通じて子育て支援を行う「元気な広場」及び「出張子育てひろば」の充実を図るとともに、男女共同参画に基づき、父母・祖父母等が性別、年齢にかかわらず気軽に利用しやすい環境づくりを推進します。	こども課
妊娠・出産・子育てに関する相談体制や情報提供の充実	妊娠・出産・子育てについて一貫した支援を行うため、各種相談窓口の連携と相談体制の充実に努めます。また、子育て支援として、利用者支援員を配置し、各家庭のニーズに合わせて必要に応じた制度等を選択・利用できるよう、情報提供や支援を行います。	こども課 健康課
子育てサークルの活動支援	子育て親子のために活動しているサークルに対し、情報提供や相談などを通じた活動支援を行います。	中央公民館 こども課

(施策 3) 子育てしやすい環境づくりの推進

事業名	事業内容	担当課等
保育園・こども園・幼稚園における保育サービスの充実	延長保育や土曜保育、預かり保育の充実を図るとともに、私立保育園に対する運営支援を行います。	こども課
病児・病後児保育の充実	市内医療機関に委託して実施している病児・病後児保育の充実と事業の周知を図ります。	こども課
学童保育の充実	留守家庭児童の健全育成と安全確保のため、安定的で質の高い学童クラブの充実に努めます。	こども課
ファミリーサポートセンター事業の推進	育児の相互援助活動を支援するファミリーサポートセンター事業を推進するとともに、会員向けの講習会や交流会を通じた地域の子育て支援ネットワークの拡充に努めます。	こども課
保育園・幼稚園・こども園の整備、安全対策の充実	園児の安全を確保するため、施設の計画的な整備を行うとともに、食物アレルギー対策や防犯・防災対策の強化など、安全対策の充実を図ります。	こども課
幼児教育・保育の充実	こども園化を検討するとともに、保育園・幼稚園・こども園の幼児教育及び保育の質的向上を図ります。	こども課
子育て家庭への支援の充実	中学 3 年生までの子ども医療費給付事業を継続し、子育て家庭の経済的負担軽減と子どもの保健の向上を図ります。	社会福祉課

(施策 4) 社会全体での介護支援の充実

事業名	事業内容	担当課等
地域で高齢者を支える体制づくりの推進	地域ボランティアとの協働による高齢者支援や高齢者見守り支援事業の推進などを通じ、地域全体で高齢者を支える体制作りを進めます。	高齢者福祉課
介護者に対する支援体制の充実	家族介護者への慰労金や介護用品の支給、介護者同士の交流の場となる「介護家族のつどい」活動の支援などを通じ、介護者に対する支援体制の充実を図ります。	高齢者福祉課
介護休業制度の周知	関係機関と連携し、市内事業者等に対し、介護休業制度の周知を図り、制度を利用しやすい環境づくりに努めます。	市民協働課 雇用商工課
介護・看護に関する男女共同参画意識の啓発	介護・看護分野における固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が等しく責任分担して協力しあえる意識づくりを行います。	市民協働課

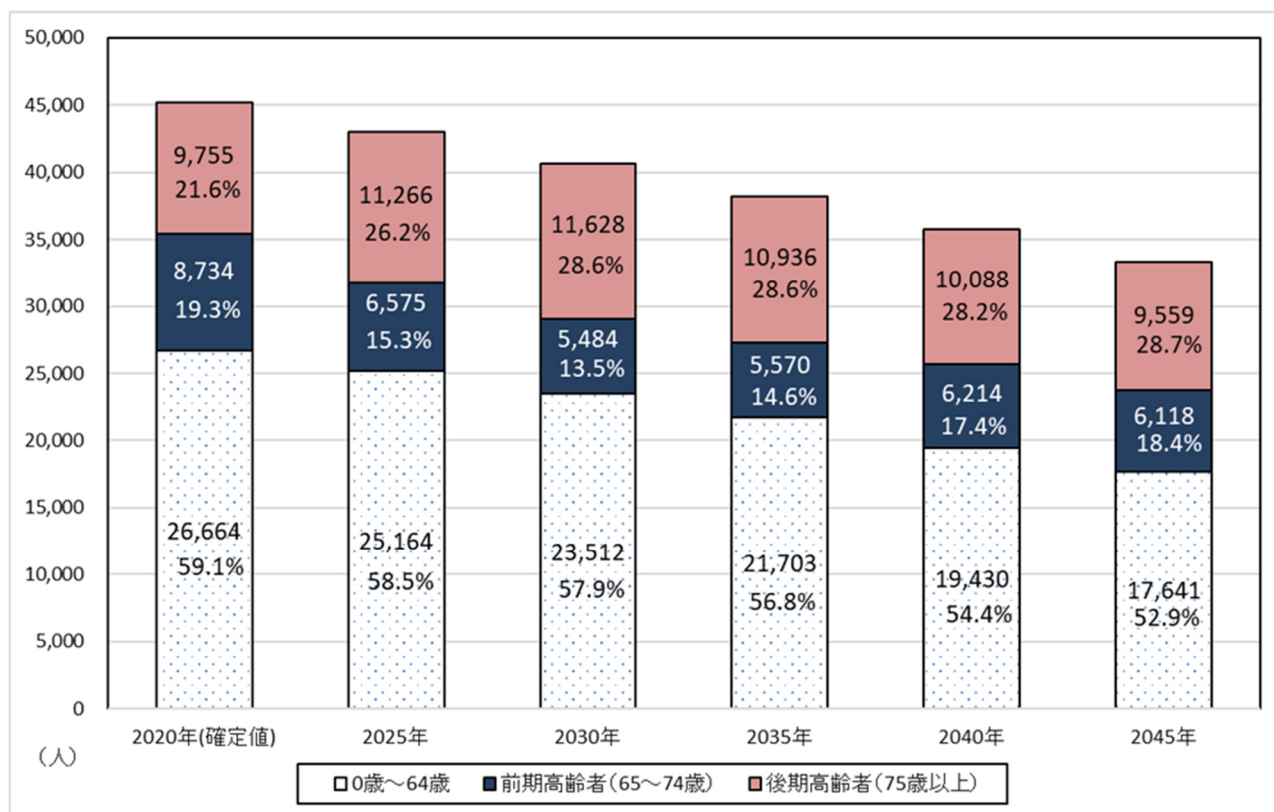
課題1 誰もが安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

館山市の人口は減少し、同時に少子高齢化が進んでいます。人口推計によれば、2020年(令和2年)の国勢調査時点での高齢化率(65歳以上の人口割合)は40.9%となっていますが、その後も増加すると予想されています。

今後、割合が増え続ける高齢者の自立支援、社会参加の促進が急務となります。また、多様化する社会状況を踏まえ、外国人、障害者やひとり親家庭など、困難な状況に置かれやすい立場の人たちへの配慮も欠かせません。性別や年齢、立場に関わらず、誰もが安心して暮らせる環境づくりが求められています。

図表 1 (1): 館山市の将来人口推計



国立社会保障・人口問題研究所調査データ及び2020年(令和2年)国勢調査実施結果

(施策 1) 高齢者・障害者の自立支援、社会参加の促進

事業名	事業内容	担当課等
高齢者支援サービスの周知と利用促進	複雑化する高齢者への各種サービスについて、適切なサービスの利用ができるよう、多様な機会をとらえた積極的な情報提供と相談活動により、周知及び利用促進を図ります。	高齢者福祉課
障害福祉サービスの充実	障害者総合支援法に基づき、障害者の状況に応じた各種福祉サービスが適切に提供できるよう努めます。	社会福祉課
高齢者の社会参画・生きがい活動の促進	高齢者の就労、社会参画、生きがいづくりを促進するため、シルバー人材センターへの支援や生涯学習・生涯スポーツ・レクリエーション活動等を行う関係団体の活動支援を通じ、各種機会の提供を図ります。	高齢者福祉課 生涯学習課 スポーツ課
シニア世代の多様な働き方に関する情報提供	シルバー人材センターを支援し、高齢者の能力を活かした社会参画を推進するとともに、ハローワーク等と連携し、多様化するシニア世代の就労ニーズへの対応や就労機会の提供に努めます。	高齢者福祉課 雇用商工課
障害者の社会参加の促進	ハローワーク等と連携し、就労機会の提供に努めるとともに、福祉的就労の促進を図ります。また、福祉タクシーの利用助成による外出支援や各種福祉手当の支給、障害者団体に対する支援等により、障害者の社会参加の促進を図ります。	社会福祉課
世代間・地域間交流の促進	各種ボランティアや市内小中学校の支援を目的としたマイスクールボランティア事業、放課後子ども教室事業など、知識や経験を活かし、子どもたちと交流できる機会、地域社会に貢献できる機会を周知し、世代間・地域間交流の促進に努めます。	高齢者福祉課 生涯学習課 教育総務課
高齢者の交通安全対策の推進	関係機関と連携し、高齢者向けの交通安全教室等を実施し、高齢者の交通安全意識の向上を図ります。	市民協働課
外出・移動手段の確保・維持	あらゆる人が外出・移動に困らないよう、公共交通等の移動手段の確保・維持に努めます。	企画課

(施策 2) ひとり親家庭への支援

事業名	事業内容	担当課等
ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭に対し、医療費の助成や児童扶養手当等の支給、福祉資金貸付等により、経済的支援を行います。	社会福祉課
民生児童委員等による相談体制の充実	ひとり親家庭の把握に努めるとともに、民生児童委員や母子・父子自立支援員等による相談体制を充実させます。	社会福祉課

(施策 3) 外国人が安心して暮らせるまちづくりや国際的な視点に立った相互理解の推進

事業名	事業内容	担当課等
市内在住の外国人に対する相談体制の整備	市内在住の外国人が安心して生活できるよう、英語での相談体制の整備を行います。	市民協働課
外国語表記による情報発信の推進	英語版ホームページにおいて情報発信に努めるとともに、案内表示や看板設置、パンフレット作成等に際しては、外国語表記を推進します。	市民協働課
国際交流の推進	館山国際交流協会の活動を支援し、姉妹都市であるアメリカ・ベリンハム市、オーストラリア・ポートスティーブンス市等と市民レベルでの交流を推進します。	市民協働課
国際理解教育の推進	小中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、国際感覚豊かな児童生徒の育成に取り組むとともに、国際化推進員の活用による市民の国際文化理解を推進します。	教育総務課 市民協働課

課題2 心とからだの健康づくりの推進

【現状と課題】

性別や年代などに関わらず、どのような立場の人も、元気でいきいきと活躍するためには、健康であることが基本です。皆が生涯を通じて健康で生活するためには、身体的性差やライフステージに応じ、適時適切な健（検）診や健康相談の受診等予防活動の充実、また、身体活動・運動を通じた健康づくりが欠かせません。

現在、館山市では様々な取組を実施していますが、これらを更に充実させ、市民の健康づくりを推進する必要があります。

（施策1）生涯にわたる健康づくりの支援

事業名	事業内容	担当課等
生活習慣病や感染症等の予防活動の充実	各種健（検）診の受診率や予防接種実施率を高め、生活習慣病や感染症等の予防活動を充実させます。	健康課
地域ぐるみによる健康増進活動の推進	保健推進員による母子保健、健康増進、生活改善などの調査や相談を推進するとともに、「たてやま健幸ポイント」事業の推進などにより、地域全体での健康増進活動を推進します。	健康課
コミュニティ医療の推進	多様化する健康・福祉・医療の課題に対し、市民や医療・福祉関係者、行政が連携し、市民の健康寿命を延ばすために、市民の健康や幸せを地域全体で支えあう「コミュニティ医療」を推進します。	健康課
介護予防・認知症予防の推進	社会福祉協議会や生活支援コーディネーター等と連携し、各地域での介護予防活動やサロン活動を支援します。また、認知症サポーターやキャラバンメイトの養成などにより、地域における認知症への関心を高め、地域ぐるみで認知症予防に取り組みます。	高齢者福祉課 健康課
生涯スポーツの機会提供	「館山ファミリースポーツクラブわかしお」や各種スポーツ団体の活動支援及び各種スポーツ大会の開催などを通じ、スポーツに親しむ機会を提供し、市民の健康・体力の保持増進を図ります。	スポーツ課

第4期館山市男女共同参画推進プラン指標一覧

基本目標	指標名	参考 (H30年3月)	現状値 (R3年度)	目標値 (R9年度)	担当課
人権の尊重と男女共同参画への理解促進	「社会全体の中で」男女の地位が平等になっていると思う人の割合	14.9%	調査未実施	30%以上	市民協働課
	女性の権利、DVに関する法制度の認知度 ・男女共同参画社会基本法 ・男女雇用機会均等法 ・女子差別撤廃条約 ・DV防止法	41.7% 80.1% 23.3% 75.2%	調査未実施	全項目増加を目指す	市民協働課
	広報や市ホームページにおける男女共同参画関連情報の掲載	年間1回未満	2回	年間2回以上	市民協働課
	男女共同参画に関するセミナーや意見交換会の実施回数	年間1回未満	0回	年間1回以上	市民協働課
	「学校教育の場で」男女の地位が平等になっていると思う人の割合	51.6%	調査未実施	60%以上	市民協働課
	地域活動にまったく参加していない人の割合	56.3%	調査未実施	45%以下	市民協働課
	高齢者見守りネット協定数	75	76	100協定	高齢者福祉課
	以下の事柄について人権侵害だと感じる人の割合 ・売春・買春・援助交際 ・痴漢等のわいせつな行為 ・配偶者またはパートナーからの暴力 ・職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)	52.4% 73.9% 74.7% 74.7%	調査未実施	各項目増加を目指す	市民協働課
	あらゆる分野における男女共同参画の推進	審議会等における女性委員の割合	26.64%	28.3%	35%以上
審議会等における女性リーダー(会長・副会長等)の割合		16.3%	12.5%	20%以上	市民協働課
管理・監督職における女性職員の割合		23.3%	31.1%	40%以上	総務課
女性防災リーダーの人数		12人	12人	増加を目指す	危機管理課
仕事と家庭の両立ができる環境づくり	事業者を対象とした男女共同参画に関するセミナーや意見交換会の実施回数	0	0回	年間1回以上	雇用商工課
	再就職支援セミナーや意見交換会の実施回数	0	0回	年間1回以上	雇用商工課
	認定新規就農者数	2人	2人	5ヵ年累計延べ12人以上	農水産課
	起業・創業支援者数	32人	34人	5ヵ年累計延べ150人以上	雇用商工課
	ワーク・ライフ・バランスの認知度	34.0%	調査未実施	60%以上	市民協働課
	「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」と考える人の割合	52.6%	調査未実施	60%以上	市民協働課
	母子健康手帳アプリのユーザー数	120人	369人	700人	健康課
	出張子育て広場の実施箇所数	2ヶ所	3ヶ所	3ヶ所以上	こども課
	ファミリーサポートセンター会員数	450人	513人	550人以上	こども課
	地域ケア会議の開催地区数	52	22	全155地区	高齢者福祉課
	広報や市ホームページにおける女性活躍推進に係る各種支援制度、関係法令等情報の掲載	年間1回未満	0回	年間1回以上	市民協働課
男女が共に自立して安心して暮らせるまちづくりの推進	シルバー人材センター業務受注件数	1,673件(H28)	1,211件	2千件以上	高齢者福祉課
	民生・児童委員の定数充足率	100%	97.3%	100%	社会福祉課
	新規設置案内看板の外国語併記割合	不明	100%	100%	市民協働課
	特定健康診査受診率	35.9%(H28)	19.2%(R2)	45%	健康課
	思春期ふれあい体験事業の実施率	100%	未実施	100%	健康課

第4部 プランの推進体制

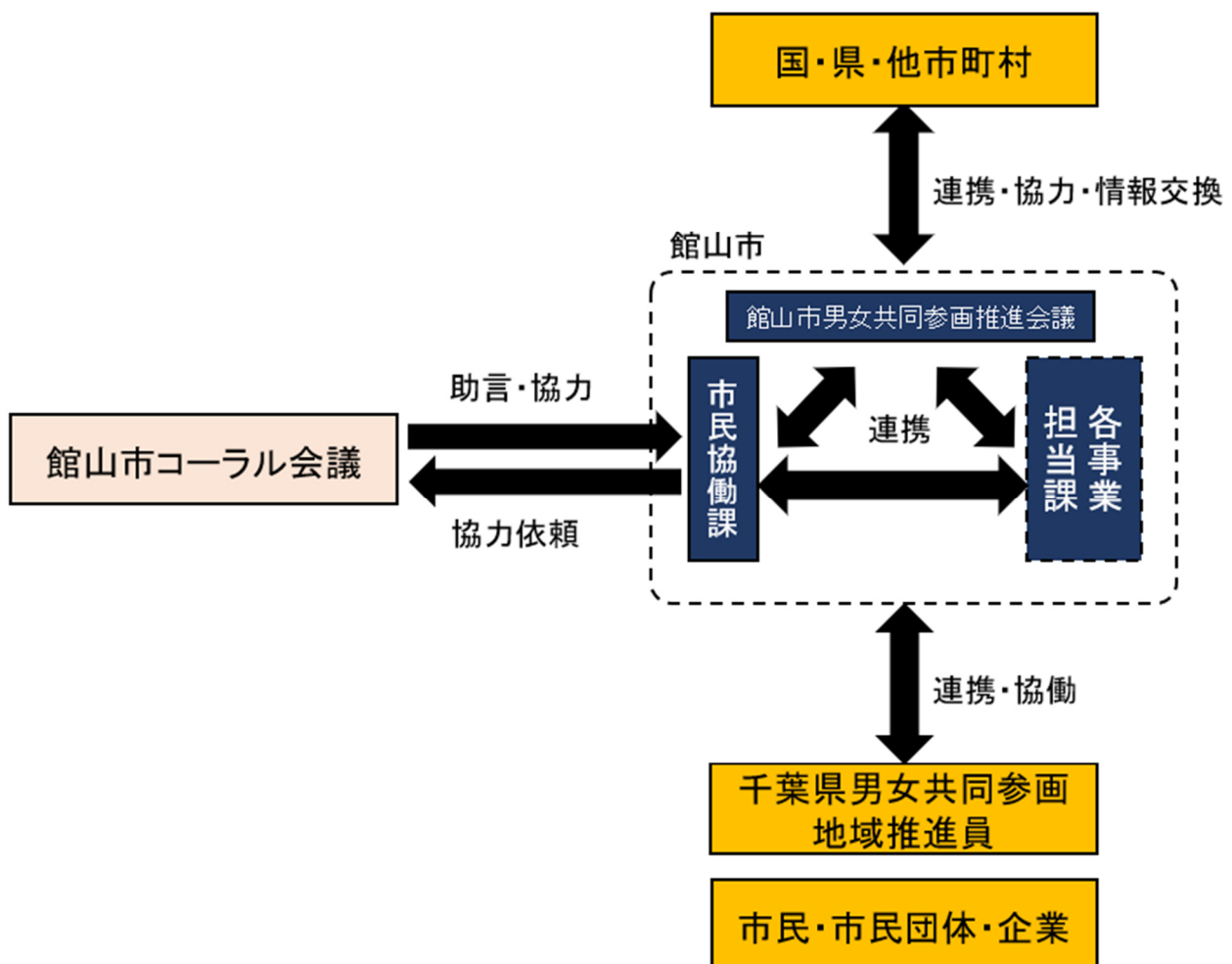
1 行政における推進体制

男女共同参画に関する施策は、様々な分野にわたるものであることから、市役所内部の総合的な組織である「館山市男女共同参画推進会議」を中心に、部署の垣根を越えた情報共有等、連携の強化を図ります。また、有識者や市民の代表により構成されている「館山市コーラル会議」にアドバイスをもらいながら、より良い男女共同参画施策、プランの策定や進行管理を実施します。

2 様々な主体との連携

館山市全体で男女共同参画を推進するためには、市役所内部のみならず、様々な主体と連携し、協働していく必要があります。国や県と情報交換等を通じ連携を強化していくとともに、市民・市民団体や企業等との連携体制を築き、本プランで定めた将来像の達成に向け、互いに男女共同参画の推進に努めます。また、「千葉県男女共同参画地域推進員」と連携し、推進員が実施する各種事業に協力します。

【推進体制イメージ図】



3 点検・評価

プランに定めた各施策の進捗状況や指標の達成状況について、毎年度評価を行います。なお、点検・評価の結果については、館山市男女共同参画推進会議や館山市コーラル会議などで報告し、意見聴取を行うとともに、次期事業計画策定の参考とします。また、館山市ホームページ等で結果を公開し、市民への情報提供に努めます。

